

第1回定例理事会議案

日 時：令和8年2月17日（火）
午後2時30分

場 所：道北なよろ農業協同組合本所 役員会議室

道北なよろ農業協同組合

(報告事項)

1. 道常例検査に係る回答について (別紙 1 ~ 2 P)
2. 組合員の加入脱退について (別紙 3 ~ 5 P)
3. 令和 7 年度自己査定結果について (別紙 6 ~ 1 5 P)
4. 令和 7 年度決算について (別紙 1 6 ~ 1 7 P)
5. らくみらんど(株)決算について (別紙 1 8 P)
6. 役員報酬審議会答申について (別紙 1 9 P)
7. 組合と理事との契約 (貸付実行) の報告について (別紙 2 0 P)
8. 名寄市農業委員会報告について (別紙 2 1 ~ 3 8 P)

(決議事項)

1. 令和 8 年度コンプライアンスプログラムの制定について (別紙 3 9 ~ 4 1 P)
別紙のとおりご承認下さい。
2. 職員就業規則の改正について (別紙 4 2 ~ 4 6 P)
別紙のとおりご承認下さい。
3. 準職員就業規則の改正について (別紙 4 7 ~ 5 1 P)
別紙のとおりご承認下さい。
4. 人事規程の一部改正について (別紙 5 2 P)
別紙のとおりご承認下さい。

5. 給与規程の改正について（別紙53～58P）
別紙の通りご承認下さい。
6. 職能資格規程の一部改正について（別紙59～60P）
別紙の通りご承認下さい。
7. 令和8年度営業時間の変更について（別紙61P）
別紙の通りご承認下さい。
8. 目的積立金の取崩について（別紙62P）
別紙のとおりご承認下さい。
9. らくみらんど㈱に係る事前承認事項について（別紙63P）
別紙のとおりご承認下さい。
10. 組合と理事との契約（貸付）および
与信残高4千万円超への貸付について（別紙64P）
別紙のとおりご承認下さい。

（協議事項）

1. 令和7年度剰余金処分（案）について（別紙65P）
別紙のとおりご協議下さい。

※ 参考 第12回定例理事会議事録（別紙66～71P）

農 業 協 同 組 合 検 査 指 摘 事 項 書
改 善 状 況 等 調 査 書

道北なよろ農業協同組合

指 摘 事 項 検査基準日：令和7年（2025年）5月31日 （検査書交付日：令和7年（2025年）9月24日）	左に対する発生原因及び改善・対応策等 （報告書提出日：令和7年（2025年）12月12日）	報告書提出後の改善状況等 （令和7事業年度末現在）		
		要点検	要報告	
1 経営管理について 経営管理について検証した結果、次のとおり改善を要する事項が認められたので、適切な措置を講ずる必要がある。 （1）定款・規程類（財務管理規程） 財務管理規程第6条第2項により、余裕金のうち、現金手持高および当座の預金の預け先別在高は別表に定める基準額の範囲内とするとされているが、当該別表において当座の預金の預け先別在高が定められていないこと。 （2）組員（個人情報の管理） 健康保険法（大正11年法律第70号）第194条の2第2項及び高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）第161条の2第2項により、保険者番号及び被保険者（等）（記号・）番号の告知を求めると、また、個人情報取扱規程第7条の2により、機微情報を取得することがそれぞれ禁止されているが、本人確認のため提出を求めた健康保険被保険者証及び後期高齢者医療被保険者証並びに障害者手帳の写しにおいて、保険者番号等並びに障害の級及び障害名を明示状態のまま保存しているものがあること。 （3）内部監査・審査（実施体制・権限（監査室の位置付け）） 内部監査規程第6条により、監査室は監査対象の被監査部署から完全に独立し、専ら監査業務を担当する組織とされ、職制規程の機構図では代表理事組合長直属の組織となっているが、監査計画の作成について、職制規程の別表3職務権限表において代表理事専務の検証を受けることとされているほか、同計画作成時の稟議では代表理事専務に加え、常務理事及び参事にも回付されており、独立性が担保されていないこと。 （4）登記事務（事務の遅延） 組合等登記令（昭和39年政令第29号）第3条第1項により、登記事項に変更が生じたときは、2週間以内に変更の登記を行うとされているが、令和6事業年度の代表権を有する者及び令和7事業年度の事業目的等の変更に関する登記が遅延していること。 （5）コンプライアンス態勢（利益相反管理） 利益相反管理規程第10条第2項第5号により、役職員に対して定期的を実施することとされている研修が実施されていないこと。	【発生原因】 財務管理規程第6条第2項による当該別表に定めるべき基準額の設定を失念していたため。 【改善・対応策】 令和7年10月30日理事会にて、別表の通り当座の預金の預け先別在高を定めました。（資料1） 【発生原因】 本人確認のため提出を求めた健康保険被保険者証及び後期高齢者被保険者証並びに障害者手帳の写し一部に墨消しを施すのを失念していたため。 【改善・対応策】 明示状態のまま保存している写しに墨消しを施しました。（資料2）今後は失念の無いよう留意して参ります。 【発生原因】 内部監査規程第6条の認識不足によるもの。 【改善・対応策】 内部監査に係る職務権限表を令和7年11月1日付にて改定（資料3）すると共に稟議について今後十分留意して参ります。 【発生原因】 書類作成手続き遅延のため。 【改善・対応策】 今後、適正時期に申請し遅延の無いよう努めて参ります。	—	（※改善が確認できる）	—
	【発生原因】 本人確認のため提出を求めた健康保険被保険者証及び後期高齢者被保険者証並びに障害者手帳の写し一部に墨消しを施すのを失念していたため。 【改善・対応策】 明示状態のまま保存している写しに墨消しを施しました。（資料2）今後は失念の無いよう留意して参ります。	○	（※引き続き改善が確認できる資料の提出を求める 検査日以降の後期高齢者医療被保険者証及び障害者手帳により確認した事例による）	○
	【発生原因】 内部監査に係る職務権限表を令和7年11月1日付にて改定（資料3）すると共に稟議について今後十分留意して参ります。	—	（※改善が確認できる）	—
	【発生原因】 書類作成手続き遅延のため。 【改善・対応策】 今後、適正時期に申請し遅延の無いよう努めて参ります。	○	（※改善が確認できる資料の提出を求める）	○
	【発生原因】 利益相反規程第10条第2項第5号の認識不足による。 【改善・対応策】 利益相反 別紙の通り利益相反に関する研修を実施しました（資料4）	—	（※改善が確認できる）	—
2 資産査定管理について 資産査定管理について検証した結果、次のとおり改善を要する事項が認められたので、適切な措置を講ずる必要がある。 （1）自己査定結果の検証 ア 実施体制（査定態勢） 自己査定マニュアル1の2により、資産査定は、査定対象資産を所轄する1次査定実施部署において当該資産の分類を行い、2次査定実施部署において1次査定の結果を検証するとされており、また、当該資産の所轄部署と2次査定実施部署が同一の場合は、当該資産の所轄部署と異なる部署が2次査定を実施するとされているが、棚卸資産、固定資産、外部出資及びその他資産について、これら資産の所轄部署である総務部において1次査定と2次査定を一括して実施していること。 イ 貸出金等債権 （ア）名寄せ 前回の検査でも指摘しているが、資産査定要領第5の1により、貸出金に係る債務者と貸出金以外の債権に係る債務者の名寄せを行った上で、債務者区分を行うとされているが、同一人の名寄せを行わずに債務者区分を行っているものがあること。	【発生原因】 自己査定マニュアル1の2についての認識不足の為 【改善・対応策】 今回の自己査定より棚卸資産、固定資産、外部出資、その他資産の査定については、1次査定総務部、2次査定金融共済部にて査定を実施することと致します。 【発生原因】 本支所を跨る債務者について名寄せ漏れがあったもの、および別人であるにもかかわらず組合員コードを誤って同一コードを入力していたもの。 【改善・対応策】 氏名・コード等を複数名で確認し名寄せ漏れ・誤入力がないよう留意しく参ります。なお、別紙の通り当該組合員について名寄せとコード訂正を行っております。（資料5）	○	（※改善が確認できる資料の提出を求める）	○
	【発生原因】 本支所を跨る債務者について名寄せ漏れがあったもの、および別人であるにもかかわらず組合員コードを誤って同一コードを入力していたもの。 【改善・対応策】 氏名・コード等を複数名で確認し名寄せ漏れ・誤入力がないよう留意しく参ります。なお、別紙の通り当該組合員について名寄せとコード訂正を行っております。（資料5）	—	（※改善が確認できる）	—

農 業 協 同 組 合 検 査 指 摘 事 項
改 善 協 状 同 況 等 調 査 書

道北なよろ農業協同組合

指 摘 事 項 検査基準日：令和7年（2025年）5月31日 （検査書交付日：令和7年（2025年）9月24日）	左に対する発生原因及び改善・対応策等 （報告書提出日：令和7年（2025年）12月12日）	要点検	報告書提出後の改善状況等 （令和7事業年度末現在）	要報告
<p>(イ) 債務者区分（査定相違） 同要領第5のI及びIVにより、国及び地方公共団体に対する貸出金及び貸出金以外の債権については、回収の危険性又は価値の毀損の危険性がないものとして債務者区分を要しないものとし、非分類とするとされているが、地方公共団体に該当しない名寄振興公社に対する債権について、債務者区分を行わずに非分類としていること。</p> <p>(ウ) 回収可能財源（土地（不動産調書・誤記載）） 不動産調書において、根抵当権を設定した物件と異なる地積を登録しているものや、根抵当権を抹消した物件の登録を削除していないもの、根抵当権を設定していない物件を登録して回収可能額に計上しているものがあること。</p> <p>3 業務管理について 業務管理について検証した結果、次のとおり改善を要する事項が認められたので、適切な措置を講ずる必要がある。</p> <p>(1) 貯金業務（個人情報の管理） 取引時確認・疑わしい取引の届出＜基本事項＞第2章の5の(1)のhの(i)により、本人確認書類の写しを保存する際に、機微情報等が表示されている場合は、当該情報部分を表裏から完全に見えない状態にマスキングするとされているが、住民票の本籍地を明示状態のまま保存しているものがあること。</p> <p>(2) 組合員勘定制度（審査方針等の決定） 組合員勘定制度取引事務手続第5条第2号により、営農計画書等の審査に当たっては、審査方針、基準を企画会議等で十分協議し、理事会で決定するとされているが、これらが定められていないこと。</p> <p>(3) 事務管理 ア 自動車運行管理（酒気帯び確認） 自動車運行管理規程第3条第4項から第7項までにより、安全運転管理者は運転前後の運転者の酒気帯びの有無について、目視で確認するとともにアルコール検知器を用いて確認し、その記録を1年間保存するとされているが、同規程第13条ただし書きにより個人が所有する自動車を組合業務に使用した場合の確認記録が保存されていないこと。</p> <p>イ その他（暴力団排除条項） 反社会的勢力等への対応に関する規程第3条第2項により、契約締結に際して、原則暴力団排除条項を導入し、反社会的勢力が取引先となることを未然に防止するとされているが、土地賃貸借契約について、この条項の定めのないまま締結しているものがあること。</p>	<p>【発生原因】 確認が不十分であったため入力の際に気付いていなかったもの。</p> <p>【改善・対応策】 データ入力後に確認作業を複数名で行うことにより正確なデータ入力作業に努めて参ります。なお、別紙の通り名寄振興公社については、ラインシート区分を「地方公共団体」から「法人」に変更（修正）しております。（資料6）</p> <p>【発生原因】 確認が不十分であったため入力の際に気付いていなかったもの。</p> <p>【改善・対応策】 データ入力後に確認作業を複数名で行うことにより正確なデータ入力作業に努めて参ります。なお、別紙の通り該当組合員について不動産調書を修正しております。（資料7）</p> <p>【発生原因】 取引時確認・疑わしい取引の届出事務手続に基づき、機微情報をマスキングするとされていたが失念していたもの。</p> <p>【改善・対応策】 本人確認書類の写しを保存する際に確認し機微情報等にマスキングして参ります。なお、別紙の通り住民票写しの本籍地をマスキングし保存しています。（資料8）</p> <p>【発生原因】 組合員勘定制度取引事務手続第5条第2号の認識不足による。</p> <p>【改善・対応策】 別紙の通り、令和7年10月30日付で理事会にて決定致しました。（資料9）</p> <p>【発生原因】 自動車運行管理規程第13条の認識不足による。</p> <p>【改善・対応策】 別紙の通り個人自動車使用伺いを改定しました。（資料10）</p> <p>【発生原因】 反社会的勢力等への対応に関する規程第3条の認識不足による。</p> <p>【改善・対応策】 対象契約について暴排条項の覚書を交わしました。（資料11）</p>	<p>—</p> <p>○</p> <p>○</p> <p>—</p> <p>—</p> <p>—</p> <p>○</p>	<p>（※改善が確認できる）</p> <p>（※引き続き改善が確認できる資料の提出を求める）</p> <p>（※引き続き改善が確認できる資料の提出を求める 検査日以降の同様事例による）</p> <p>（※改善が確認できる）</p> <p>（※改善が確認できる）</p> <p>（※引き続き改善が確認できる資料の提出を求める 検査日以降に契約締結した同様事例による）</p>	<p>—</p> <p>○</p> <p>○</p> <p>—</p> <p>—</p> <p>○</p>

注：検査指摘に対し、直ちに是正・改善が図られない事項については、「解消目標年度」、「解消目標年度までの年次別改善計画」、「解消に向けての取組方策」等を記載すること。

(1) 資産自己査定結果 総括表 (貸出金等債権以外を含む)

[作成目的] 資産査定結果及び貸倒引当金繰入額を把握するために作成する。

(単位：円)

勘定科目		分類結果					合計	個別貸倒引当金繰入額	一般貸倒引当金繰入額	貸倒引当金繰入額計
		非分類	分類額			小計				
			Ⅱ分類	Ⅲ分類	Ⅳ分類					
貸出金等債権 (自己査定システム(総括表)より)		9,093,194,401	93,284,524	7,066,369	42,307	100,393,200	9,193,587,601	7,108,676	6,702,235	13,810,911
うち信用事業	付表1	7,448,048,656	55,119,112	6,344,898		61,464,010	7,509,512,666			
うち信用事業以外		1,645,145,745	38,165,412	721,471	42,307	38,929,190	1,684,074,935			
有価証券(外部出資を除く) (有価証券査定表より)	付表2							Ⅳ分類は強制評価減として損失計上。 ただし、時価があるものは金融商品時価会計を適用。		
棚卸資産 (棚卸資産査定表より)	付表3	311,057,102					311,057,102			
固定資産 (固定資産査定表より)	付表4	6,466,333,136	60,819,045			60,819,045	6,527,152,181	Ⅳ分類は強制評価減として損失計上。 ただし、減損会計の適用あり。		
外部出資 (外部出資査定表より)	付表5	1,696,775,581	50,014,419		2,000,000	52,014,419	1,748,790,000	ⅢⅣ分類は、強制評価減として損失計上若しくは 外部出資等損失引当金を計上。		
その他資産 (その他資産査定表より)	付表6	112,985,965					112,985,965			
計		17,680,346,185	204,117,988	7,066,369	2,042,307	213,226,664	17,893,572,849			

[留意事項] 1. 貸出金等債権の分類額、引当金繰入額は、「自己査定支援システム」の還元帳票(貸出金等債権総括表)から転記する。
2. 貸出金等債権以外の分類額は、各査定表より転記する。

【二次】

道北なよろ農業協同組合

査定基準日 R08.01.31

総括表 (全事業・全て)

作成日 R08.02.12 09:19:03

店舗	全店舗を指定
----	--------

(単位:円)

項目区分 債務者区分	債務者数	総与信額	非分類		Ⅱ分類		Ⅲ分類	Ⅳ分類	分類債権計	キャッシュフロー 回収見込額	引当金
			分類対象外貸出金	うち保全なし	うち保全なし	うち保全なし					
破綻先	0	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	/	0
実質破綻先	1	42,307 (42,307)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	42,307 (42,307)	42,307 (42,307)	/	42,307
破綻懸念先	5	221,086,674 (221,086,674)	154,649,056 (154,649,056)	80,449,582 (80,449,582)	59,371,249 (59,371,249)	0 (0)	7,066,369 (7,066,369)	/	66,437,618 (66,437,618)	0	7,066,369
要注意先	7	149,309,123	115,395,848	18,883,855	33,913,275	28,569,683	/	/	33,913,275	/	2,848,819
うち要管理先	0	0	0	0	0	0	/	/	0	/	0
うちその他の要注意先	7	149,309,123	115,395,848	18,883,855	33,913,275	28,569,683	/	/	33,913,275	/	2,848,819
正常先	1,345	8,563,146,612	8,563,146,612	3,291,502,128	/	/	/	/	/	/	3,853,416
地方公共団体	6	260,002,885	260,002,885	260,002,885	/	/	/	/	/	/	0
合計	1,364	9,193,587,601 (9,193,587,601)	9,093,194,401 (9,093,194,401)	3,650,838,450 (3,650,838,450)	93,284,524 (93,284,524)	28,569,683 (28,569,683)	7,066,369 (7,066,369)	42,307 (42,307)	100,393,200 (100,393,200)	/	13,810,911

※ () 内の計数は償却前の分類額

条件緩和債権の判定 未実施

【二次】

道北なよろ農業協同組合

査定基準日 R08.01.31

総括表

(信用事業・全て)

作成日 R08.02.12 09:19:11

店舗	全店舗を指定
----	--------

(単位：円)

項目区分 債務者区分	債務者数	総与信額	非分類		Ⅱ分類		Ⅲ分類	Ⅳ分類	分類債権計	キャッシュフロー 回収見込額	引当金
			分類対象外貸出金		うち保全なし						
破綻先	0	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	/	0
実質破綻先	0	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	/	0
破綻懸念先	4	202,156,729 (202,156,729)	146,036,311 (146,036,311)	78,459,582 (78,459,582)	49,775,520 (49,775,520)	0 (0)	6,344,898 (6,344,898)		56,120,418 (56,120,418)	0	6,344,898
要注意先	6	113,766,081	108,422,489	14,088,477	5,343,592	0			5,343,592	/	2,170,659
うち要管理先	0	0	0	0	0	0			0	/	0
うちその他の要注意先	6	113,766,081	108,422,489	14,088,477	5,343,592	0			5,343,592	/	2,170,659
正常先	450	6,943,406,877	6,943,406,877	2,462,278,899						/	3,124,536
地方公共団体	1	250,182,979	250,182,979	250,182,979						/	0
合計	461	7,509,512,666 (7,509,512,666)	7,448,048,656 (7,448,048,656)	2,805,009,937 (2,805,009,937)	55,119,112 (55,119,112)	0 (0)	6,344,898 (6,344,898)	0 (0)	61,464,010 (61,464,010)	/	11,640,093

※ () 内の計数は償却前の分類額

条件緩和債権の判定

未実施

【二次】

道北なよろ農業協同組合

査定基準日 R08.01.31

総括表

(信用事業以外・全て)

作成日 R08.02.12 09:19:18

店舗	全店舗を指定
----	--------

(単位：円)

項目区分 債務者区分	債務者数	総与信額	非分類		Ⅱ分類		Ⅲ分類	Ⅳ分類	分類債権計	キャッシュフロー 回収見込額	引当金
			分類対象外貸出金		うち保全なし						
破綻先	0	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	/	0
実質破綻先	1	42,307 (42,307)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	42,307 (42,307)	42,307 (42,307)	/	42,307
破綻懸念先	5	18,929,945 (18,929,945)	8,612,745 (8,612,745)	1,990,000 (1,990,000)	9,595,729 (9,595,729)	0 (0)	721,471 (721,471)	/	10,317,200 (10,317,200)	0	721,471
要注意先	6	35,543,042	6,973,359	4,795,378	28,569,683	28,569,683	/	/	28,569,683	/	678,160
うち要管理先	0	0	0	0	0	0	/	/	0	/	0
うちその他の要注意先	6	35,543,042	6,973,359	4,795,378	28,569,683	28,569,683	/	/	28,569,683	/	678,160
正常先	1,159	1,619,739,735	1,619,739,735	829,223,229	/	/	/	/	/	/	728,880
地方公共団体	5	9,819,906	9,819,906	9,819,906	/	/	/	/	/	/	0
合計	1,176	1,684,074,935 (1,684,074,935)	1,645,145,745 (1,645,145,745)	845,828,513 (845,828,513)	38,165,412 (38,165,412)	28,569,683 (28,569,683)	721,471 (721,471)	42,307 (42,307)	38,929,190 (38,929,190)	/	2,170,818

※ () 内の計数は償却前の分類額

条件緩和債権の判定 未実施

付表3

棚卸資産査定表

作成部署 総務部

①購買事業

(単位：円)

勘定科目名	帳簿価格	分類結果			
		非分類	Ⅱ分類	Ⅲ分類	Ⅳ分類
購買品	269,923,323	269,923,323		/	/
給油購買品	14,645,351	14,645,351			
整備購買品	24,351,918	24,351,918			
計	308,920,592	308,920,592			

②その他の事業

勘定科目名	帳簿価格	分類結果			
		非分類	Ⅱ分類	Ⅲ分類	Ⅳ分類
貯蔵品	2,136,510	2,136,510		/	/
計	619,977,694	2,136,510			

〔留意事項〕

収益性の低下により、期末における正味売却価額が取得原価よりも下落しているもの、および営業循環過程から外れた滞留または処分見込等のものについて、正味売却価額または処分見込み額をⅡ分類とする。

付表4

固定資産査定表

作成部署 総務部 科目

(単位：円)

固定資産名	帳簿価格	分類		IV分類(減損損失)の内訳			
		非分類	II分類	固定資産名	帳簿価額(処分前)	処分可能見込額	IV分類
建物	3,250,413,518	3,199,354,784	51,058,734				
構築物	377,991,063	377,991,063					
機械装置	2,182,919,748	2,182,919,748					
車輛運搬具	37,919,744	37,919,744					
工具器具備品	208,737,274	208,737,274					
土地立木	464,849,943	455,089,632	9,760,311				
建設仮勘定	3,667,557	3,667,557					
無形固定資産	653,334	653,334					
計	6,527,152,181	6,466,333,136	60,819,045	計			

〔留意事項〕

1. 業務用として使用されていない不稼働資産については、原則として帳簿額をII分類とする。
2. 稼動・不稼動にかかわらず、当期に減損会計を適用した固定資産については、減損損失額をIV分類とする。
3. II分類・IV分類に該当しない固定資産については、「その他」にまとめて記入し、帳簿価格を「非分類」とする。
4. 非分類＋II分類が帳簿価格となる。

第Ⅱ分類内訳

科目	コード	金額	備考
建物	10251	29,024,075	本所事務所賃貸物件(Qマート)
	10294	22,034,656	名寄支所2階一部賃貸(101.46/568.3≒18%)
	10158・10159・ 10160	3	名寄地域づくり事業協同組合賃貸
小計		51,058,734	
土地	90008・90012・ 90014・90015	7,778,570	風連町南町(減損後)
	90092	970,205	名寄地域づくり事業協同組合一部賃貸(156/1,031≒15%)
	90120・90121・ 90122	992,800	JAOC土地賃貸
	90123	18,736	智恵文駅前土地(遊休)
小計		9,760,311	
合計		60,819,045	

付表5-①

外部出資査定表① (株式) ※外部出資等損失引当金明細表を兼ねる

作成部署 総務部 科目 外部出資

○外部出資(株式)

(単位：円)

保有区分	銘柄名	帳簿価額	時価	実質価額	分類			
					非分類	Ⅱ分類	Ⅲ分類	Ⅳ分類
その他	㈱北海道畜産公社	6,880,000		9,761,916	6,880,000			
その他	道北協同操業㈱	4,050,000		24,238,295	4,050,000			
その他	㈱農協観光	2,000,000		2,614,769				2,000,000
その他	上川ライスターミナル㈱	28,600,000		89,028,734	28,600,000			
その他	㈱名寄自動車学園	500,000		17,853,130	500,000			
その他	㈱日本農業新聞	100,000		66,810	100,000			
その他	㈱J A北海道情報センター	4,050,000		22,256,028	4,050,000			
子会社等	らくみらんど㈱	49,800,000		6,945,655		49,800,000		
子会社等	なよろ地域づくり事業協同組合	1,000,000		785,581	785,581	214,419		
	計	96,980,000	—	—	44,965,581	50,014,419		2,000,000
							分類合計	96,980,000

[留意事項]

- 1) 時価又は実質価額が帳簿価額を上回っている場合 帳簿価額を非分類とする。
- 2) 時価又は実質価額が帳簿価額を下回っている場合 時価又は実質価額相当額を非分類とし、残額をⅡ分類とする。
- 3) 時価又は実質価額が帳簿価額を著しく下回った場合(帳簿価額の50%以下)
 - ①相当期間に回復が見込まれない場合 時価又は実質価額相当額を非分類とし、残額をⅣ分類とする。
 - ②相当期間に回復が見込まれる場合 時価又は実質価額相当額を非分類とし、残額について回復可能性の判断の根拠となる事業計画等が十分な証拠により裏づけができる場合Ⅱ分類とし、裏づけができない場合はⅢ分類とする。
- 4) 実質価額の算定方法
 実質価額=1株あたりの純資産額×保有株式数 ※1株あたりの純資産額=(総資産-総負債)÷発行済株式総数
- 5) なお「組合の事業と関連性の薄いもの」「出資目的が達成されたと認められるもの」は、上記1～3で非分類とされた額について、原則としてⅡ分類とする。
- 6) 特例有限会社は、会社法における株式会社として存続する旨が「会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」第2条に明記されており、「株式」として取扱う。

付表5-②

外部出資査定表②（株式を除く） ※外部出資等損失引当金明細表を兼ねる

作成部署 総務部科目 外部出資

○外部出資(株式を除く)

(単位：円)

出資先	帳簿価額	直近3ヶ年の当期剰余金（利益）			債務超過の有無	債務者区分	備考	分 類			
		R6事業年度	R5事業年度	R4事業年度				非分類	Ⅱ分類	Ⅲ分類	Ⅳ分類
北海道信用農業協同組合連合会	1,084,740,000	4,435,000,000	5,199,000,000	4,554,000,000	無	正常先		1,084,740,000			
ホクレン農業協同組合連合会	211,700,000	7,288,000,000	4,661,000,000	5,993,000,000	無	正常先		211,700,000			
北海道厚生農業協同組合連合会	17,400,000	△ 733,558,000	6,648,252,000	4,747,349,000	無	正常先		17,400,000			
上川生産農業協同組合連合会	14,505,000	45,997,335	33,159,164	23,140,426	無	正常先		14,505,000			
農林中央金庫	9,000,000	226,072,000,000	172,693,000,000	43,238,000,000	無	正常先		9,000,000			
全国農業協同組合連合会	300,000	16,246,000,000	9,930,000,000	15,685,000,000	無	正常先		300,000			
全国共済農業協同組合連合会	245,700,000	137,339,000,000	102,937,000,000	71,504,000,000	無	正常先		245,700,000			
北海道農業協同組合中央会	1,805,000	95,064,000	74,063,000	74,006,000	無	正常先		1,805,000			
北海道農業信用基金協会	65,970,000	137,441,373	319,855,676	281,340,797	無	正常先		65,970,000			
旭川地方自動車整備協同組合	690,000	3,907,972	2,355,155	3,284,538	無	正常先		690,000			
計	1,651,810,000	—	—	—		—	—	1,651,810,000			

〔留意事項〕

- 1) 実質価額が帳簿価額を上回っている場合 帳簿価額を非分類とする。
- 2) 実質価額が帳簿価額を下回っている場合 実質価額相当額を非分類とし、残額をⅡ分類とする。
- 3) 実質価額が帳簿価額を著しく下回った場合(帳簿価額の50%以下)
 - ①相当期間(概ね5年以内)に回復が見込まれない場合 実質価額相当額を非分類とし、残額をⅣ分類とする。
 - ②相当期間(概ね5年以内)に回復が見込まれる場合 実質価額相当額を非分類とし、残額について回復可能性の判断の根拠となる事業計画等が十分な証拠により裏づけできる場合Ⅱ分類とし、裏づけができない場合はⅢ分類とする。
- 4) 実質価額の算定方法
 実質価額=1株あたりの純資産額×保有株式数 ※1株あたりの純資産額=(総資産-総負債)÷発行済株式総数
- 5) 「組合の事業と関連性の薄いもの」「出資目的が達成されたと認められるもの」は、原則としてⅡ分類とする。

付表6

その他資産 査定表

作成部署 総務部

科目 経済預け金

(単位：円)

相手先	帳簿価額	債務者区分	分類			
			非分類	Ⅱ分類	Ⅲ分類	Ⅳ分類
財全国農協役職員共済会	47,200,000	正常先	47,200,000			
ホクレン農業協同組合連合会	8,685,720	正常先	8,685,720			
価格安定基金玉葱マル国	51,922	正常先	51,922			
価格安定基金玉葱マル需	103,950	正常先	103,950			
価格安定基金南瓜マル特	4,830,700	正常先	4,830,700			
Aコープチェーン北海道	5,050,000	正常先	5,050,000			
北海道豆類価格安定基金協会	25,200,000	正常先	25,200,000			
財北海道農業開発公社	6,450,000	正常先	6,450,000			
財北海道畜産物価格安定基金協会	2,600,000	正常先	2,600,000			
財北海道農協学校	5,400,000	正常先	5,400,000			
日本貨物鉄道(株)北海道支社	162,000	正常先	162,000			
全国畜産経営安定基金	900,000	正常先	900,000			
ポジティブリスト損害見舞金制度基金	5,550,000	正常先	5,550,000			
米需給安定対策	801,673	正常先	801,673			
計	112,985,965		112,985,965			

《令和7年度》

主な事業の取扱実績

(単位:千円、%)

項 目		R6年度 実績	計 画(A)	実 績(B)	増減(B-A)	計画対比 (B)/(A)
預	金	25,229,100	24,350,000	28,957,551	4,607,551	118.9%
借	入 金	124,026	103,646	105,782	2,136	102.1%
貯	金	31,774,007	32,112,000	36,177,512	4,065,512	112.7%
貸	出 金	6,567,556	6,620,000	7,415,865	795,865	112.0%
長 期 共 済 保 有 高		59,751,173	57,498,572	58,681,350	1,182,778	102.1%
販 売	農 産 物	6,139,216	5,548,000	11,507,397	5,959,397	207.4%
	米	4,807,012	4,091,700	9,726,018	5,634,318	237.7%
	米 (過 年 度 産)	780,307	1,012,900	1,332,727	319,827	131.6%
	小 麦	181,574	141,800	136,362	▲ 5,438	96.2%
	大 豆	189,018	179,200	145,626	▲ 33,574	81.3%
	そ の 他	181,305	122,400	166,664	44,264	136.2%
	青 果 物	2,695,339	2,396,000	2,717,422	321,422	113.4%
	グ リ ー ン ア ス パ ラ	337,937	343,000	367,058	24,058	107.0%
	生 食 南 瓜	360,074	305,000	323,074	18,074	105.9%
	生 食 ス イ ー ト コ ー ン	997,957	906,000	946,057	40,057	104.4%
	食 用 馬 鈴 薯	155,491	126,000	249,496	123,496	198.0%
	そ の 他	843,880	716,000	831,737	115,737	116.2%
	畜 産 物	2,433,618	2,399,000	2,644,985	245,985	110.3%
	生 乳	1,819,562	1,834,000	1,889,523	55,523	103.0%
	家 畜	614,056	565,000	755,462	190,462	133.7%
	計		11,268,173	10,343,000	16,869,804	6,526,804
購 買	生 産 資 材 (生 活 含 む)	3,031,916	2,770,000	3,131,649	361,649	113.1%
	燃 料	938,293	972,000	917,760	▲ 54,240	94.4%
	農 機 ・ 車 輦	1,269,388	1,272,000	1,720,778	448,778	135.3%
	計	5,239,597	5,014,000	5,770,187	756,187	115.1%

注)生乳には、補給金・奨励金を除く。

部門損益の状況

単位:千円

項目		令和6年度 実績	令和7年度 計画	令和7年度 実績	計画対比	前年対比
		A	B	C	C/B	C/A
信用	事業総収益 (ア)	248,336	284,820	303,133	106.4%	122.1%
	事業総費用 (イ)	64,123	107,600	112,456	104.5%	175.4%
	差引事業総利益 (ウ)	184,213	177,220	190,677	107.6%	103.5%
共済	事業総収益 (エ)	141,931	137,200	156,973	114.4%	110.6%
	事業総費用 (オ)	4,984	6,000	5,251	87.5%	105.4%
	差引事業総利益 (カ)	136,947	131,200	151,722	115.6%	110.8%
農畜	事業総収益 (キ)	244,171	222,720	327,939	147.2%	134.3%
	事業総費用 (ク)	48,238	46,820	89,395	190.9%	185.3%
	差引事業総利益 (ケ)	195,933	175,900	238,544	135.6%	121.7%
青果	事業総収益 (コ)	157,701	156,560	188,071	120.1%	119.3%
	事業総費用 (サ)	47,236	40,930	51,819	126.6%	109.7%
	差引事業総利益 (シ)	110,465	115,630	136,252	117.8%	123.3%
資材	事業総収益 (ス)	2,192,371	2,850,800	2,330,117	81.7%	106.3%
	事業総費用 (セ)	1,942,539	2,628,200	2,091,530	79.6%	107.7%
	差引事業総利益 (ソ)	249,832	222,600	238,587	107.2%	95.5%
給油	事業総収益 (タ)	952,271	984,100	931,108	94.6%	97.8%
	事業総費用 (チ)	848,128	881,600	841,508	95.5%	99.2%
	差引事業総利益 (ツ)	104,143	102,500	89,600	87.4%	86.0%
農機車	事業総収益 (テ)	852,325	1,360,100	1,097,917	80.7%	128.8%
	事業総費用 (ト)	738,934	1,231,500	952,235	77.3%	128.9%
	差引事業総利益 (ナ)	113,391	128,600	145,682	113.3%	128.5%
利用	事業総収益 (ニ)	377,546	392,300	381,436	97.2%	101.0%
	事業総費用 (ヌ)	232,191	231,100	228,409	98.8%	98.4%
	差引事業総利益 (ネ)	145,355	161,200	153,027	94.9%	105.3%
保管	事業総収益 (ノ)	135,855	122,000	142,887	117.1%	105.2%
	事業総費用 (ハ)	48,439	55,700	46,777	84.0%	96.6%
	差引事業総利益 (ヒ)	87,416	66,300	96,110	145.0%	109.9%
営農	事業総収益 (マ)	51,679	32,900	33,126	100.7%	64.1%
	事業総費用 (ミ)	92,167	78,500	76,163	97.0%	82.6%
	差引事業総利益 (ム)	▲ 40,488	▲ 45,600	▲ 43,037	94.4%	106.3%
事業総収益計 (メ)		5,354,186	6,543,500	5,892,707	90.1%	110.1%
事業総費用計 (モ)		4,066,979	5,307,950	4,495,543	84.7%	110.5%
事業総利益 (ヤ)		1,287,207	1,235,550	1,397,164	113.1%	108.5%
事業管理費 (ユ)		1,136,269	1,147,691	1,190,381	103.7%	104.8%
事業利益 (ヨ)		150,938	87,859	206,783	235.4%	137.0%
事業外収益 (ラ)		100,384	60,594	76,512	126.3%	76.2%
事業外費用 (リ)		41,011	25,310	39,334	155.4%	95.9%
経常利益 (ル)		210,311	123,143	243,961	198.1%	116.0%
特別収益 (レ)		55,433	328,103	421,313	128.4%	760.0%
特別損失 (ロ)		67,451	328,103	421,313	128.4%	624.6%
税引前当期利益金 (ワ)		198,293	123,143	243,961	198.1%	123.0%
法人税・住民税 (ヲ)		40,035	34,000	42,502	125.0%	106.2%
法人税等調整額 (ア)'		△ 4,292		△ 6,069	#DIV/0!	141.4%
当期剰余金 (イ)'		162,550	89,143	207,528	232.8%	127.7%

貸倒引当金は全額事業外収益・費用へ入れております。

R6	貸倒引当金戻入	37,164千円	貸倒引当金繰入	14,535千円
R7	貸倒引当金戻入	14,535千円	貸倒引当金繰入	13,811千円

令和7年度 らくみらんど株式会社 実績

		内訳	R6 実績	R7 計画	R7実績	前年末対比		計画比		摘要	
収 益	販 売	市営牧野収益	25,649,275	24,500,000	21,373,652	△ 4,275,623	83.3%	△ 3,126,348	87.2%		
		生物販売高	0	900,000	930,000	930,000	--	30,000	103.3%		
		堆肥売上高	7,480,000	9,000,000	8,596,000	1,116,000	114.9%	△ 404,000	95.5%		
		雑収益	市況対策 ほか	6,102,720	4,923,724	5,603,055	△ 499,665	91.8%	679,331	113.8%	
		家畜預託収益	預託収益	193,051,320	217,112,280	216,358,030	23,306,710	112.1%	△ 754,250	99.7%	上期頭数減 期中値上
			諸経費	4,961,744	4,980,000	4,395,975	△ 565,769	88.6%	△ 584,025	88.3%	
			計	237,245,059	261,416,004	257,256,712	20,011,653	108.4%	△ 4,159,292	98.4%	
	事 業 外		受取利息	50	0	3,696	3,646	7392.0%	3,696	--	
			受取配当金	676,587	572,450	577,952	△ 98,635	85.4%	5,502	101.0%	
			雑収益	コンサル料 ほか	6,157,799	4,270,000	4,171,129	△ 1,986,670	67.7%	△ 98,871	97.7%
		計	6,834,436	4,842,450	4,752,777	△ 2,081,659	69.5%	△ 89,673	98.1%		
収益 合計			244,079,495	266,258,454	262,009,489	17,929,994	107.3%	△ 4,248,965	98.4%		
販 売		市営牧野費用	24,959,795	24,500,000	19,517,201	△ 5,442,594	78.2%	△ 4,982,799	79.7%		
		堆肥販売費用	1,093,710	60,000	21,000	△ 1,072,710	1.9%	△ 39,000	35.0%		
		動力水道光熱費	営農灯油	2,691,077	2,700,000	2,363,230	△ 327,847	87.8%	△ 336,770	87.5%	
			電気料金	6,182,233	6,800,000	5,489,592	△ 692,641	88.8%	△ 1,310,408	80.7%	
		施設修繕費		2,365,200	1,500,000	850,471	△ 1,514,729	36.0%	△ 649,529	56.7%	
		車両費	燃料	4,054,770	3,850,000	4,524,805	470,035	111.6%	674,805	117.5%	
			リース	6,958,820	6,958,820	6,958,820	0	100.0%	0	100.0%	
			その他	6,868,399	5,178,590	3,379,414	△ 3,488,985	49.2%	△ 1,799,176	65.3%	
		生物預託費	診療衛生費	9,425,701	9,240,000	9,376,605	△ 49,096	99.5%	136,605	101.5%	
			消耗品	1,382,657	1,200,000	1,494,675	112,018	108.1%	294,675	124.6%	
			運賃	846,500	816,000	644,000	△ 202,500	76.1%	△ 172,000	78.9%	
			リース料	1,097,740	621,240	660,948	△ 436,792	60.2%	39,708	106.4%	
			飼料費	88,772,643	106,256,953	101,578,108	12,805,465	114.4%	△ 4,678,845	95.6%	
			敷料費	7,849,150	7,300,000	6,154,013	△ 1,695,137	78.4%	△ 1,145,987	84.3%	もみがら増、パーク減
			その他(部品修繕)	3,456,240	3,100,000	4,104,370	648,130	118.8%	1,004,370	132.4%	
			作業委託料	859,050	782,050	765,383	△ 93,667	89.1%	△ 16,667	97.9%	
			牧場利用料	7,209,946	7,400,000	4,989,475	△ 2,220,471	69.2%	△ 2,410,525	67.4%	受胎牛放牧延日数減
			事故見舞金	1,188	0	0	△ 1,188	0.0%	0	--	
			期首棚卸高	6,361,861	6,054,112	6,054,112	△ 307,749	95.2%	0	100.0%	
			期末棚卸高	△ 6,054,112	△ 6,000,000	△ 5,748,025	306,087	94.9%	251,975	95.8%	
		生物販売原価		210,265	300,000	110,116	△ 100,149	52.4%	△ 189,884	36.7%	
			期首棚卸高		392,900	392,900	392,900	--	0	100.0%	
			期末棚卸高	△ 392,900	△ 554,100	0	392,900	0.0%	554,100	0.0%	
		計		176,199,933	188,456,565	173,681,213	△ 2,518,720	98.6%	△ 14,775,352	92.2%	
	事 業 管 理 費	人 件 費	役員報酬	11,682,000	11,904,000	11,920,000	238,000	102.0%	16,000	100.1%	
			給与手当	23,880,194	26,954,344	30,083,431	6,203,237	126.0%	3,129,087	111.6%	
			法定福利 ほか	8,176,541	8,987,571	9,005,006	828,465	110.1%	17,435	100.2%	
		受入管理分担金	△ 9,492,854	△ 9,600,000	△ 9,012,094	480,760	94.9%	587,906	93.9%		
		研修教育費	99,084	50,000	2,855	△ 96,229	2.9%	△ 47,145	5.7%		
		旅費交通費	16,284	50,000	39,010	22,726	239.6%	△ 10,990	78.0%		
		業務費	1,872,464	1,979,200	1,707,353	△ 165,111	91.2%	△ 271,847	86.3%		
		公租公課	11,080	20,000	1,000	△ 10,080	9.0%	△ 19,000	5.0%		
		支払賦課金	166,287	166,287	222,622	56,335	133.9%	56,335	133.9%		
		修繕費	0	100,000	97,000	97,000	--	△ 3,000	97.0%		
		水道光熱費	185,461	160,000	203,081	17,620	109.5%	43,081	126.9%		
		賃借料	26,800,000	26,800,000	25,500,000	△ 1,300,000	95.1%	△ 1,300,000	95.1%		
		施設管理費	1,314,951	1,454,000	1,733,597	418,646	131.8%	279,597	119.2%		
		減価償却費	189,012	189,012	189,012	0	100.0%	0	100.0%		
		雑費	為替手数料、事務備品	1,364,817	1,284,000	826,620	△ 538,197	60.6%	△ 457,380	64.4%	
		計		66,265,321	70,498,414	72,518,493	6,253,172	109.4%	2,020,079	102.9%	
	事業外費用	雑損失	227,562	250,000	151,077	△ 76,485	66.4%	△ 98,923	60.4%		
費用 合計			242,692,816	259,204,979	246,350,783	3,657,967	101.5%	△ 12,854,196	95.0%		
収支差額			1,386,679	7,053,475	15,658,706	14,272,027	1129.2%	8,605,231	222.0%		

答 申 書

この度、道北なよろ農業協同組合より諮問を受けた令和8年度役員報酬について委嘱された委員が慎重に審議した結果、厳しい農業情勢において、役員の実務はより一層大きくなることを踏まえ総額 40,800 千円以内として第21回通常総代会に提案されるよう答申いたします。

	記	
理 事		33,000 千円
監 事		7,800 千円

令和8年2月9日

道北なよろ農業協同組合
代表理事組合長 村 上 清 殿

道北なよろ農業協同組合役員報酬審議会

委員長 高橋 尚幹 

副委員長 佐藤 政昭 

組合と理事との契約（貸付実行）の報告について

期間：半期（令和7年8月～令和8年1月）

承認された理事会	第6回 定例理事会	第9回 定例理事会	第9回 定例理事会	第10回 定例理事会	第10回 定例理事会	第10回 定例理事会
理事名（支払先）	鷺見悦朗	宗万利行 (株式会社 ZAC 智恵文)	山崎一浩 (瑞生第1玉ねぎ生産組合)	村上清 (久保隆文)	鷺見悦朗	東野秀樹 (有限会社 東野農園)
資金名	J A フルスペックローン	J A フルスペックローン	農業近代化資金	J A フルスペックローン	J A 農業経営 ステップアップローン	J A フルスペックローン
実行日	令和7年11月27日	令和7年11月20日	令和7年11月25日	令和7年12月10日	令和8年1月16日	令和7年11月28日
償還期限	令和14年11月30日	令和16年11月30日	令和10年11月30日	令和17年11月30日	令和27年11月30日	令和11年11月30日
金額	9,700,000 円	21,450,000 円	8,000,000 円	14,000,000 円	11,400,000 円	5,000,000 円
利率	2.00 %	2.00 %	2.95 %	2.00 %	1.20 %	2.00 %
保全	北海道農業信用基金協会	北海道農業信用基金協会	北海道農業信用基金協会	北海道農業信用基金協会	北海道農業信用基金協会	
変更特記事項	なし	なし	なし	なし	なし	なし
承認された理事会	第11回 定例理事会	第11回 定例理事会	第11回 定例理事会	/		
理事名（支払先）	小川和則	中村耕司 (株式会社 アースト)	小泉博志			
資金名	J A 農業経営 ステップアップローン	J A フルスペックローン	自動車ローン			
実行日	令和8年1月16日	令和7年12月26日	令和7年12月29日			
償還期限	令和17年11月30日	令和17年11月30日	令和10年11月30日			
金額	4,000,000 円	7,860,000 円	1,500,000 円			
利率	1.20 %	2.00 %	1.75 %			
保全		北海道農業信用基金協会				
変更特記事項	なし	なし	なし			

第1回 名寄市農業委員会総会議案

開催日程 令和8年1月30日(金)
午後3時30分 開始

開催場所 名寄市役所風連庁舎 3階 中会議室

議事日程表

日程	議案内容	議 件 名	案件数
第1		会議録署名委員の指名について	
第2	議案第1号	設定された権利の合意解約について	6 件
第3	議案第2号	農用地利用集積等促進計画案の提出について	21 件
第4	議案第3号	農地法第3条第1項の規定に係る許可申請について	7 件
第5	報告第1号	農用地利用集積計画の変更について	1 件
第6	報告第2号	農地法第5条転用工事完了報告	1 件

名寄市農業委員会憲章

平成18年4月27日制定

1. 農業委員会は、農業・農村・農業者の代表として、新基本法農政の推進を図り、誇りと責任ある行動に努めます。
1. 農業委員会は、食の安全・安心と自給率向上のため、適正な農地行政に努め、農地の確保と有効利用を進めます。
1. 農業委員会は、担い手の育成と後継者を確保し、望ましい農業構造を実現するため農用地の利用集積と集団化の促進に努めます。
1. 農業委員会は、地域農業の発展のため、認定農業者等の経営支援を強化し、農業・農村の振興に努めます。
1. 農業委員会は、農業経営と暮らしに役立つ情報の収集・提供に努め、活力ある農業と農村社会を目指します。

第1回 名寄市農業委員会総会追加議案

議案第1号

設定された権利の合意解約について

番号	権利設定をしている者の住所氏名	土地の表示				権利設定年月日	解約 内容	備考	
		所在	地番	現況 地目	面積 ㎡	権利終了年月日			
						合意解約年月日			
46	名寄市風連町字日進2815番地 金子 春夫	風連町字日進	2939	田	9,532	R5.3.29	一部	通知年月日 R8.1.28	
		〃	2941	〃	13,322	R9.12.31			
		〃	2942	〃	13,865				
	名寄市風連町字日進2815番地 合同会社 日進水湖田 代表社員 金子 春夫	〃	2943	〃	4,158	R8.1.30			
		〃	3018	〃	34,245				
			5筆		75,122				
47	名寄市風連町字日進2815番地 金子 春夫	風連町字日進	2938	畑	1,464	R6.2.27	一部	通知年月日 R8.1.28	
		〃	3019	〃	7,323	R9.12.31			
					2筆				8,787
	名寄市風連町字日進2815番地 合同会社 日進水湖田 代表社員 金子 春夫					R8.1.30			

議案第3号

農地法第3条第1項の規定に係る許可申請について

番号	権利設定する土地の表示					許可を受け権利設定等する者 許可を受け権利設定等を受ける者			権利移動の内容 及び設定の理由		
	所在	地番	地目		面積 ㎡	本権利移動に係る経営の概況及び内容					
			公簿	現況		経営地 ㎡	労働力	家畜等	斡旋の有無		
24	風連町字日進	2938	畑	畑	1,464	名寄市風連町字日進2815番地 金子 春夫 (S60.3.3)			売買 経営安定のため (申請日 R8.1.28)		
	〃	2939	田	田	9,532						
	〃	2941	〃	〃	13,322	名寄市風連町字日進2815番地 合同会社 日進水湖田 代表社員 金子春夫					
	〃	2942	〃	〃	13,865						
	〃	2943	〃	〃	4,158	234,442 15,040.77 -					
	〃	3018	〃	〃	34,245						
	〃	3019	畑	畑	7,323	2人					
		7筆		83,909							

第1回 名寄市農業委員会総会議案

開催日程 令和8年1月30日(金)
午後3時30分 開始

開催場所 名寄市役所風連庁舎 3階 中会議室

議事日程表

日程	議案内容	議 件 名	案件数
第1		会議録署名委員の指名について	
第2	議案第1号	設定された権利の合意解約について	4 件
第3	議案第2号	農用地利用集積等促進計画案の提出について	21 件
第4	議案第3号	農地法第3条第1項の規定に係る許可申請について	6 件
第5	報告第1号	農用地利用集積計画の変更について	1 件
第6	報告第2号	農地法第5条転用工事完了報告	1 件

名寄市農業委員会憲章

平成18年 4月27日制定

1. 農業委員会は、農業・農村・農業者の代表として、新基本法農政の推進を図り、誇りと責任ある行動に努めます。
1. 農業委員会は、食の安全・安心と自給率向上のため、適正な農地行政に努め、農地の確保と有効利用を進めます。
1. 農業委員会は、担い手の育成と後継者を確保し、望ましい農業構造を実現するため農用地の利用集積と集団化の促進に努めます。
1. 農業委員会は、地域農業の発展のため、認定農業者等の経営支援を強化し、農業・農村の振興に努めます。
1. 農業委員会は、農業経営と暮らしに役立つ情報の収集・提供に努め、活力ある農業と農村社会を目指します。

議案第1号

設定された権利の合意解約について

番号	権利設定をしている者の住所氏名	土地の表示				権利設定年月日	解約 内容	備考
		所在	地番	現況 地目	面積 ㎡	権利終了年月日		
						合意解約年月日		
42	名寄市西10条北1丁目14番地24 東海 啓一	字豊栄	161-6	田	399	R7.3.27	全部	通知年月日 R8.1.5
			161-7	田	3,293	R9.12.31		
			161-8	田	3,232			
	名寄市字豊栄248番地2 東海 伸演	字豊栄	161-40	田	2,04	R8.1.30		
			161-41	田	41			
			161-42	田	3.70			
		6筆		6,970.74				
43	名寄市字朝日1563番地 佐藤 哲夫	字朝日	482-1	畑	1,433	H30.8.30	一部	通知年月日 R8.1.15
						R10.12.31		
	名寄市字朝日1563番地 株式会社 ASNARO 代表取締役 佐藤 宏樹	字朝日	482-1	畑	1,433	R8.1.30		
						1筆		
44	名寄市字智恵文11線南4番地 佐藤 幸一	字智恵文	1374-2	畑	33,932	R4.4.27	一部	通知年月日 R8.1.5
						R14.12.31		
	名寄市字智恵文12線南8番地 株式会社 虹色ファーム 代表取締役 伊東 浩次	字智恵文	1374-2	畑	33,932	R8.1.30		
						1筆		
45	名寄市字智恵文11線南4番地 佐藤 幸一	字智恵文	459-1	畑	36,772	R5.12.22	全部	通知年月日 R8.1.5
			459-10	畑	111	R14.12.31		
	1374-6	畑	35,291	R8.1.30				
	名寄市字智恵文12線南8番地 株式会社 虹色ファーム 代表取締役 伊東 浩次		3筆		72,174			

議案第2号

農用地利用集積等促進計画案の提出について(令和7年度 第9回)

下記のとおり利用権の設定等(申請件数後記記載)について農地中間管理事業の推進に関する法律(平成25年法律第101号)の規定により、農用地利用集積計画等促進計画案を決定するため貴会の意見を求める。

所有権移転	1件
賃借権設定	19件
使用貸借権設定	1件

令和8年1月30日

名寄市農業委員会 会長 沼田清憲様

名寄市長 加藤剛士

(売買)

番号	権利設定等をする者の住所氏名・生年月日	権利設定に係る土地の表示					利用権設定等の内容	設定権利の種類 成立する法律関係	権利移転日	支払方法	
		所在	地番	地目		面積 ㎡			土地引渡日	支払期限日	売買価格 (単位:円)
				公簿	現況						
95	札幌市中央区北5条西6丁目1番地23	字東風連	2002-1	田	田	8,059	普通田	所有権	公告日より	指定口座に振込 6,612,000	
	公益財団法人北海道農業公社	"	2002-2	"	"	3,907	"				
	理事長 小田原輝和	"	2002-5	畑	畑	766	普通畑	売買	対価の支払日		
	名寄市風連町字東風連1976番地3	"	2003-1	田	田	8,744	普通田		R8.3.13		
	神田勇一郎(S55.8.5)	"	2004-1	"	"	26,463	"				
		5筆				47,939					

(賃貸借)

番号	権利設定等をする者の住所氏名・生年月日	権利設定に係る土地の表示				面積 m ²	利用権 設定等 の内容	設定権利 の種類 成立する 法律関係	利用権始期	支払方法	
		所在	地番	地目					利用権終期		賃貸価格 (年間:円)
				公簿	現況				利用権期間		
34	名寄市字豊栄248番地2 東海 伸演 (S37.9.30)	字豊栄	231-1	田	田	10,623	普通田	利用権	公告日より	東海 伸演 口座振込 10a当り 田 10,000 畑 5,000 1,223,000	
		〃	231-5	〃	〃	5.34	〃		〃		〃
		〃	231-6	〃	〃	5.02	〃	〃	〃		〃
	札幌市中央区北5条西6 丁目1番地23 公益財団法人 北海道農業公社 理事長 小田原 輝和	〃	231-10	〃	〃	9.03	〃	賃貸借	R8.12.31		
		〃	231-11	〃	〃	105	〃		〃		〃
		〃	233-1	畑	畑	201	普通畑	1年			
		〃	235-1	田	田	4,394	普通田				
		〃	237-1	〃	〃	2,850	〃				
		〃	247-1	畑	〃	2,165	〃				
		〃	247-3	〃	畑	581	普通畑				
		〃	248-1	〃	〃	507	〃				
		〃	249-1	田	田	18,760	普通田				
		〃	249-4	〃	〃	22,941	〃				
		〃	257-2	〃	〃	4.15	〃				
		〃	257-4	〃	〃	401	〃				
		〃	257-5	〃	〃	416	〃				
		〃	257-7	〃	〃	5.44	〃				
		〃	258-1	〃	〃	8,943	〃				
		〃	258-3	〃	〃	2,541	〃				
		〃	259-1	〃	〃	7,876	〃				
		〃	259-4	畑	〃	6,198	〃				
		〃	259-5	田	〃	2,578	〃				
		〃	259-9	〃	〃	11,876	〃				
		〃	259-13	〃	〃	538	〃				
		〃	259-14	〃	〃	3,044	〃				
		〃	296	〃	〃	492	〃				
		〃	298-1	〃	〃	956	〃				
		〃	298-2	〃	〃	512	〃				
		〃	298-3	〃	〃	798	〃				
		〃	299-1	〃	〃	171	〃				
		〃	303-1	〃	〃	2,461	〃				
	〃	303-2	〃	〃	57	〃					
	〃	303-3	〃	〃	453	〃					
	〃	304-1	〃	〃	528	〃					
〃	304-2	〃	〃	87	〃						
〃	字共和 29-1	〃	〃	577	〃						
			36筆			114,658.98					

番号	権利設定等をする者の住所氏名・生年月日	権利設定に係る土地の表示				利用権設定等の内容	設定権利の種類	利用権始期	支払方法	
	権利設定等を受ける者の住所氏名・生年月日	所在	地番	地目			面積 m ²	成立する法律関係	利用権終期	賃貸価格 (年間:円)
				公簿	現況				利用権期間	
35	札幌市中央区北5条西6丁目1番地23	字豊栄	231-1	田	田	10,623	普通田	利用権	公告日より	指定口座に振込
	公益財団法人北海道農業公社 理事長 小田原 輝和		231-5	〃	〃	5.34	〃			
	名寄市字豊栄206番地2 小田桐 正彦 (S34.1.18)		231-6	〃	〃	〃	5.02	〃	賃貸借	R8.12.31
		231-10	〃	〃	〃	9.03	〃			
		231-11	〃	〃	〃	105	〃			
		233-1	畑	畑	201	普通畑	1年			
		235-1	田	田	4,394	普通田				
		237-1	〃	〃	2,850	〃				
		247-1	畑	〃	2,165	〃				
		247-3	〃	畑	581	普通畑				
		248-1	〃	〃	507	〃				
		249-1	田	田	18,760	普通田				
		249-4	〃	〃	22,941	〃				
		257-2	〃	〃	4.15	〃				
		257-4	〃	〃	401	〃				
		257-5	〃	〃	416	〃				
		257-7	〃	〃	5.44	〃				
		258-1	〃	〃	8,943	〃				
		258-3	〃	〃	2,541	〃				
		259-1	〃	〃	7,876	〃				
		259-4	畑	〃	6,198	〃				
		259-5	田	〃	2,578	〃				
		259-9	〃	〃	11,876	〃				
		259-13	〃	〃	538	〃				
		259-14	〃	〃	3,044	〃				
		296	〃	〃	492	〃				
		298-1	〃	〃	956	〃				
		298-2	〃	〃	512	〃				
		298-3	〃	〃	798	〃				
		299-1	〃	〃	171	〃				
		303-1	〃	〃	2,461	〃				
		303-2	〃	〃	57	〃				
		303-3	〃	〃	453	〃				
		304-1	〃	〃	528	〃				
		304-2	〃	〃	87	〃				
	字共和 29-1	〃	〃	577	〃					
		36筆			114,658.98					

番号	権利設定等をする者の住所氏名・生年月日	権利設定に係る土地の表示				利用権設定等の内容	設定権利の種類 成立する法律関係	利用権始期	支払方法		
	権利設定等を受ける者の住所氏名・生年月日	所在	地番	地目				面積 ㎡		利用権終期	賃貸価格 (年間:円)
				公簿	現況					利用権期間	
36	名寄市字日進105番地53 遠藤 光子 (S6.4.11)	字日進 "	118-2 750-1の内	田畑	田畑	7,788 29,968	普通田 普通畑	利用権	公告日より	遠藤 光子 口座振込 10a当り 田 3,000 畑 3,000 113,000	
	賃貸借							R9.12.31 2年			
37	札幌市中央区北5条西6丁目1番地23 公益財団法人 北海道農業公社 理事長 小田原 輝和	字日進 "	118-2 750-1の内	田畑	田畑	7,788 29,968	普通田 普通畑	利用権	公告日より	指定口座に 振込 113,000	
	賃貸借							R9.12.31 2年			
38	名寄市字日進114番地19 大内 松美 (S38.4.20)	字日進 " "	105-4 105-20 114-1	畑	畑	16,496 276 21,291	普通畑 "	利用権	公告日より	大内 松美 口座振込 10a当り 畑 3,000 114,000	
	賃貸借							R9.12.31 2年			
39	札幌市中央区北5条西6丁目1番地23 公益財団法人 北海道農業公社 理事長 小田原 輝和	字日進 " "	105-4 105-20 114-1	畑	畑	16,496 276 21,291	普通畑 "	利用権	公告日より	指定口座に 振込 114,000	
	賃貸借							R9.12.31 2年			
40	名寄市字智恵文11線南4番地 佐藤 幸一 (S47.8.19)	字智恵文 " "	459-1 459-10 1374-2 1374-6	畑	畑	36,772 111 33,932 35,291	普通畑 "	利用権	公告日より	佐藤 幸一 口座振込 10a当り 畑 1,000 106,000	
	賃貸借							R17.12.31 10年			
41	札幌市中央区北5条西6丁目1番地23 公益財団法人 北海道農業公社 理事長 小田原 輝和	字智恵文 " "	459-1 459-10 1374-2 1374-6	畑	畑	36,772 111 33,932 35,291	普通畑 "	利用権	公告日より	指定口座に 振込 106,000	
	賃貸借							R17.12.31 10年			
41	名寄市字砺波656番地8 株式会社 名尾農場 代表取締役 名尾 良一	字智恵文 " "	459-1 459-10 1374-2 1374-6	畑	畑	36,772 111 33,932 35,291	普通畑 "	利用権	公告日より	指定口座に 振込 106,000	
	賃貸借							R17.12.31 10年			

番号	権利設定等をする者の住所氏名・生年月日	権利設定に係る土地の表示				利用権設定等の内容	設定権利の種類 成立する法律関係	利用権始期	支払方法		
	権利設定等を受ける者の住所氏名・生年月日	所在	地番	地目				面積 ㎡		利用権終期	賃貸価格 (年間:円)
				公簿	現況					利用権期間	
42	名寄市字智恵文13線南45番地 齊藤 武子 (S15.3.27)	字智恵文 "	1589-17の内 5624-3の内	畑 牧場	畑 "	30,982 63,342	普通畑 "	利用権	公告日より	齊藤 武子 口座振込 10a当り 畑 1,000 94,000	
	賃貸借							R12.12.31 5年			
	札幌市中央区北5条西6丁目1番地23 公益財団法人 北海道農業公社 理事長 小田原 輝和		2筆			94,324					
43	札幌市中央区北5条西6丁目1番地23 公益財団法人 北海道農業公社 理事長 小田原 輝和	字智恵文 "	1589-17の内 5624-3の内	畑 牧場	畑 "	30,982 63,342	普通畑 "	利用権	公告日より	指定口座に 振込 94,000	
	賃貸借							R12.12.31 5年			
	名寄市字智恵文11線北10番地 株式会社 ZAC智恵文 代表取締役 佐藤 信明		2筆			94,324					
44	名寄市風連町字旭1811番地 米澤 和幸 (S27.3.31)	字旭 " " " " " " "	1808	田	田	23,659	普通田 " " " " " " "	利用権	公告日より	米澤 和幸 口座振込 10a当り 田 5,000 459,000	
			1809	"	"	10,301					
	1813-1		"	"	4,609	賃貸借		R17.12.31 10年			
	1813-3		"	"	101						
	1814		"	"	12,087						
	1815		"	"	6,186						
	2122		"	"	16,953						
	2123		"	"	17,969						
		8筆			91,865						
45	札幌市中央区北5条西6丁目1番地23 公益財団法人 北海道農業公社 理事長 小田原 輝和	字旭 " " " " " " "	1808	田	田	23,659	普通田 " " " " " " "	利用権	公告日より	指定口座に 振込 459,000	
			1809	"	"	10,301					
	1813-1		"	"	4,609	賃貸借		R17.12.31 10年			
	1813-3		"	"	101						
	1814		"	"	12,087						
	1815		"	"	6,186						
	2122		"	"	16,953						
	2123		"	"	17,969						
		8筆			91,865						

番 号	権利設定等をする者 の住所氏名・生年月日	権利設定に係る土地の表示				利用権 設定等 の内容 の 内容	設定権利 の 種 類 成 立 す る 法 律 関 係	利用権始期	支払方法		
	権利設定等を受ける者 の住所氏名・生年月日	所 在	地 番	地 目	面 積 ㎡			利用権		利用権終期	賃貸価格 (年間:円)
				公 簿 現 況				利用権		利用権期間	
46	名寄市風連町字旭1811番地 米澤 宏樹 (S53.2.14)	字東風連	3612	田	田	6,992	普通田	利用権	公告日より	米澤 宏樹 口座振込 10a当り 田 5,000 畑 2,500 1,555,000	
			3613	田	田	7,830	普通田				
			3617	田	田	2,748	普通田	賃貸借	R17.12.31		
			3618	田	田	281	普通田				
			3619	田	田	5,049	普通田	10年			
			3621	田	田	162	普通田				
			3627	田	田	8,716	普通田				
			3638	田	田	6,737	普通田				
			3662	田	田	12,013	普通田				
			3663	田	田	10,679	普通田				
			3665	田	田	8,235	普通田				
			3666	田	田	7,521	普通田				
			3667	田	田	3,238	普通田				
			3668	田	田	363	普通田				
			3675	田	田	117	普通田				
			3676	田	田	1,414	普通田				
			3677	田	田	1,536	普通田				
			3678	田	田	147	普通田				
	3679	田	田	599	普通田						
	3680	田	田	12,241	普通田						
	3681	畑	畑	871	普通畑						
	3682	田	田	13,856	普通田						
	3683	田	田	9,550	普通田						
	3684	田	田	3,192	普通田						
	3730	田	田	2,845	普通田						
	3731	田	田	3,409	普通田						
	3740	田	田	7,303	普通田						
	3741	田	田	16,425	普通田						
	3742	田	田	296	普通田						
	3743	田	田	4,282	普通田						
	3745	田	田	6,745	普通田						
	3746	田	田	1,600	普通田						
	3748	田	田	11,136	普通田						
	3781	田	田	1,162	普通田						
	3782	田	田	11,000	普通田						
	3783	田	田	5,136	普通田						
	3786	田	田	16,361	普通田						
	3787	田	田	9,128	普通田						
	字旭	1464	田	田	6,337	普通田					
	1465	田	田	2,983	普通田						
	1466	田	田	2,924	普通田						
	1469	畑	畑	1,350	普通畑						
	1470	田	田	8,540	普通田						
	1471	田	田	85	普通田						
	1472	田	田	5,737	普通田						
	1473	田	田	5,821	普通田						
	1474	田	田	88	普通田						
	1475	田	田	11,207	普通田						
	1728	田	田	3,522	普通田						
	1730	田	田	858	普通田						
	1758	田	田	17,282	普通田						
	1759	田	田	8,519	普通田						
	3025	田	田	6,516	普通田						
	3026	田	田	1,200	普通田						
	3027	田	田	7,219	普通田						
		55筆			311,103						

番 号	権利設定等をする者 の住所氏名・生年月日	権利設定に係る土地の表示				利用権 設定等 の内容	設定権利 の種 類	利用権始期	支払方法			
	権利設定等を受ける者 の住所氏名・生年月日	所在	地番	地目				面積 m ²		成立する 法律関係	利用権終期	賃貸価格 (年間:円)
				公簿	現況						10年	
47	札幌市中央区北5条西6丁目1番地23	字東風連	3612	田	田	6,992	普通田	利用権	公告日より	指定口座に 振込 1,555,000		
	公益財団法人 北海道農業公社 理事長 小田原 輝和	〃	3613	〃	〃	7,830	〃	〃	〃			
	名寄市風連町字旭1811番地 株式会社 よねざわ農園 代表取締役 米澤 宏樹	〃	3617	〃	〃	2,748	〃	〃	賃貸借		R17.12.31	
		〃	3618	〃	〃	281	〃	〃	〃		〃	
	〃	〃	3619	〃	〃	5,049	〃	〃	〃			
	〃	〃	3621	〃	〃	162	〃	〃	〃			
	〃	〃	3637	〃	〃	8,716	〃	〃	〃			
	〃	〃	3638	〃	〃	6,737	〃	〃	〃			
	〃	〃	3662	〃	〃	12,013	〃	〃	〃			
	〃	〃	3663	〃	〃	10,679	〃	〃	〃			
	〃	〃	3665	〃	〃	8,235	〃	〃	〃			
	〃	〃	3666	〃	〃	7,521	〃	〃	〃			
	〃	〃	3667	〃	〃	3,238	〃	〃	〃			
	〃	〃	3668	〃	〃	363	〃	〃	〃			
	〃	〃	3675	〃	〃	117	〃	〃	〃			
	〃	〃	3676	〃	〃	1,414	〃	〃	〃			
	〃	〃	3677	〃	〃	1,536	〃	〃	〃			
	〃	〃	3678	〃	〃	147	〃	〃	〃			
	〃	〃	3679	〃	〃	599	〃	〃	〃			
	〃	〃	3680	〃	〃	12,241	〃	〃	〃			
	〃	〃	3681	〃	畑	畑	871	普通畑	〃		〃	
	〃	〃	3682	〃	田	田	13,856	普通田	〃		〃	
	〃	〃	3683	〃	〃	〃	9,550	〃	〃		〃	
	〃	〃	3684	〃	〃	〃	3,192	〃	〃		〃	
	〃	〃	3730	〃	〃	〃	2,845	〃	〃		〃	
	〃	〃	3731	〃	〃	〃	3,409	〃	〃		〃	
	〃	〃	3740	〃	〃	〃	7,303	〃	〃		〃	
	〃	〃	3741	〃	〃	〃	16,425	〃	〃		〃	
	〃	〃	3742	〃	〃	〃	296	〃	〃		〃	
	〃	〃	3743	〃	〃	〃	4,282	〃	〃		〃	
	〃	〃	3745	〃	〃	〃	6,745	〃	〃		〃	
	〃	〃	3746	〃	〃	〃	1,600	〃	〃		〃	
	〃	〃	3748	〃	〃	〃	11,136	〃	〃		〃	
	〃	〃	3781	〃	〃	〃	1,162	〃	〃		〃	
	〃	〃	3782	〃	〃	〃	11,000	〃	〃		〃	
	〃	〃	3783	〃	〃	〃	5,136	〃	〃		〃	
	〃	〃	3786	〃	〃	〃	16,361	〃	〃		〃	
	〃	〃	3787	〃	〃	〃	9,128	〃	〃		〃	
	〃	字旭	1464	〃	〃	〃	6,337	〃	〃		〃	
	〃	〃	1465	〃	〃	〃	2,983	〃	〃		〃	
	〃	〃	1466	〃	〃	〃	2,924	〃	〃		〃	
	〃	〃	1469	〃	畑	畑	1,350	普通畑	〃		〃	
	〃	〃	1470	〃	田	田	8,540	普通田	〃		〃	
	〃	〃	1471	〃	〃	〃	85	〃	〃		〃	
	〃	〃	1472	〃	〃	〃	5,737	〃	〃		〃	
	〃	〃	1473	〃	〃	〃	5,821	〃	〃		〃	
	〃	〃	1474	〃	〃	〃	88	〃	〃		〃	
〃	〃	1475	〃	〃	〃	11,207	〃	〃	〃			
〃	〃	1728	〃	〃	〃	3,522	〃	〃	〃			
〃	〃	1730	〃	〃	〃	858	〃	〃	〃			
〃	〃	1758	〃	〃	〃	17,282	〃	〃	〃			
〃	〃	1759	〃	〃	〃	8,519	〃	〃	〃			
〃	〃	3025	〃	〃	〃	6,516	〃	〃	〃			
〃	〃	3026	〃	〃	〃	1,200	〃	〃	〃			
〃	〃	3027	〃	〃	〃	7,219	〃	〃	〃			
			55筆			311,103						

番 号	権利設定等をする者 の住所氏名・生年月日	権利設定に係る土地の表示				利用権 設定等 の内容 m ²	設定権利 の種類 成立する 法律関係	利用権始期	支払方法		
	権利設定等を受ける者 の住所氏名・生年月日	所在	地番	地目	面積			利用権		利用権終期	
				公簿現況						利用権期間	
48	帯広市西16条南6丁目32番12号 中澤 良治	字東生	94-4の内	原野	畑	226	普通畑	利用権	公告日より	中澤 良治 口座振込	
			96-1の内	〃	〃	25,313	〃	〃	〃		
	札幌市中央区北5条西6 丁目1番地23 公益財団法人 北海道農業公社 理事長 小田原 輝和	〃	〃	97-1の内	〃	〃	27,611	〃	賃貸借	R10.12.31	10a当り 畑 1,000 63,000
				101-6	〃	〃	9,459	〃		3年	
				102-3	畑	〃	317	〃	〃		
				402-2の内	〃	〃	74	〃		〃	
			6筆			63,000					
49	札幌市中央区北5条西6 丁目1番地23 公益財団法人 北海道農業公社 理事長 小田原 輝和	字東生	94-4の内	原野	畑	226	普通畑	利用権	公告日より	指定口座に 振込	
			96-1の内	〃	〃	25,313	〃	〃	〃		
	名寄市風連町字東生91番地1 太田 稔 (S44.12.22)	〃	〃	97-1の内	〃	〃	27,611	〃	賃貸借	R10.12.31	63,000
				101-6	〃	〃	9,459	〃		3年	
				102-3	畑	〃	317	〃	〃		
				402-2の内	〃	〃	74	〃		〃	
			6筆			63,000					
50	名寄市風連町字日進4000番地 和田 築 (S20.10.4)	字東生	122-1	畑	畑	34,710	普通畑	利用権	公告日より	和田 築 口座振込	
			122-2	〃	〃	991	〃	〃	〃		
	札幌市中央区北5条西6 丁目1番地23 公益財団法人 北海道農業公社 理事長 小田原 輝和	〃	〃	122-3	〃	〃	12,284	〃	賃貸借	R10.12.31	10a当り 畑 1,000 360,000
				126-2の内	〃	〃	273	〃		3年	
				127-1の内	〃	〃	6,307	〃	〃		
				127-2	〃	〃	11,900	〃		〃	
				128-1の内	〃	〃	4,155	〃	〃		
				128-2の内	〃	〃	12,737	〃		〃	
				152	〃	〃	24,793	〃	〃		
				155-1	〃	〃	23,478	〃		〃	
				166の内	〃	〃	21,005	〃	〃		
				167の内	〃	〃	11,488	〃		〃	
				169	〃	〃	19,800	〃	〃		
				171	〃	〃	33,386	〃		〃	
				232	〃	〃	24,793	〃	〃		
				233	〃	〃	74,380	〃		〃	
				249-1	原野	〃	15,258	〃	〃		
				319-1	畑	〃	28,663	〃		〃	
			18筆			360,401					
51	札幌市中央区北5条西6 丁目1番地23 公益財団法人 北海道農業公社 理事長 小田原 輝和	字東生	122-1	畑	畑	34,710	普通畑	利用権	公告日より	指定口座に 振込	
			122-2	〃	〃	991	〃	〃	〃		
	名寄市風連町字東生91番地1 太田 稔 (S44.12.22)	〃	〃	122-3	〃	〃	12,284	〃	賃貸借	R10.12.31	360,000
				126-2の内	〃	〃	273	〃		3年	
				127-1の内	〃	〃	6,307	〃	〃		
				127-2	〃	〃	11,900	〃		〃	
				128-1の内	〃	〃	4,155	〃	〃		
				128-2の内	〃	〃	12,737	〃		〃	
				152	〃	〃	24,793	〃	〃		
				155-1	〃	〃	23,478	〃		〃	
				166の内	〃	〃	21,005	〃	〃		
				167の内	〃	〃	11,488	〃		〃	
				169	〃	〃	19,800	〃	〃		
				171	〃	〃	33,386	〃		〃	
				232	〃	〃	24,793	〃	〃		
				233	〃	〃	74,380	〃		〃	
				249-1	原野	〃	15,258	〃	〃		
				319-1	畑	〃	28,663	〃		〃	
			18筆			360,401					

番 号	権利設定等をする者 の住所氏名・生年月日	権利設定に係る土地の表示				利用権 設定等 の内容 ㎡	設定権利 の種類 成立する 法律関係	利用権始期 利用権終期 利用権期間	支払方法 賃貸価格 (年間: 円)	
		所在	地番	地目						面積
				公簿	現況					
権利設定等を受ける者 の住所氏名・生年月日										
52	札幌市中央区北5条西6 丁目1番地23	字智恵文	4251-7	畑	畑	17,571	普通畑	利用権	公告日より	指定口座に 振込
	公益財団法人 北海道農業公社 理事長 小田原 輝和	"	4251-9	"	"	10,591	"		賃貸借	
	名寄市字智恵文12線南8番地 株式会社 虹色ファーム	"	4253-1	"	"	20,820	"	5年		
	代表取締役 伊東 浩次	"	4253-2	"	"	22,690	"			
	"	"	4253-6	"	"	19,199	"			
	"	"	5811	"	"	980	"			
	"	"	5812	"	"	1,040	"			
			7 筆			92,891				
53	札幌市中央区北5条西6 丁目1番地23	字智恵文	1549-1	畑	畑	5,240	普通畑	利用権	公告日より	指定口座に 振込
	公益財団法人 北海道農業公社 理事長 小田原 輝和	"	1549-2	田	田	30,641	普通田		賃貸借	
	名寄市字智恵文14線北1番地 合同会社 鷺田農場	"	1549-4	畑	畑	13,257	普通畑	5年		
	代表社員 鷺田 友貴	"	1549-21	"	"	43,178	"			
	"	"	1553-1	"	"	29,727	"			
	"	"	1553-4	"	"	11,002	"			
	"	"	1554-1	田	田	15,846	普通田			
	"	"	1591-6	畑	畑	37,501	普通畑			
	"	"	2011	"	"	49,587	"			
	"	"	2203-8	"	"	17,221	"			
	"	"	2203-10	"	"	15,097	"			
	"	"	2212-1	"	"	13,813	"			
	"	"	2212-2	"	"	7,336	"			
	"	"	2310-1	"	"	60,759	"			
	"	"	2310-2	"	"	496	"			
	"	"	2310-4	"	"	4,871	"			
	"	"	2311-7	"	"	7,185	"			
	"	"	2311-9	"	"	1,808	"			
	"	"	2311-12	"	"	11,581	"			
	"	"	2894-1	"	"	6,958	"			
	"	"	2895	"	"	12,952	"			
	"	"	3213-1	"	"	22,826	"			
	"	"	3213-2	"	"	35,440	"			
	"	"	3213-6	"	"	3,849	"			
	"	"	3213-9	"	"	22,475	"			
	"	"	3213-10	"	"	24,100	"			
	"	"	3214-2	"	"	13,233	"			
	"	"	3215-2	"	"	5,520	"			
	"	"	3499-1	"	"	33,251	"			
	"	"	3499-2	"	"	6,845	"			
	"	"	3499-5	"	"	2,610	"			
	"	"	3500	"	"	1,715	"			
	"	"	3541	"	"	19,450	"			
	"	"	3542	"	"	4,517	"			
	"	"	5133-1	"	"	24,665	"			
	"	"	5134-1	"	"	23,664	"			
	"	"	5619-1	"	"	30,094	"			
			37 筆			670,310				

番号	権利設定等をする者の住所氏名・生年月日	権利設定に係る土地の表示				面積 ㎡	利用権設定等の内容	設定権利の種類 成立する法律関係	利用権始期	支払方法		
		所在	地番	地目					利用権終期	賃貸価格 (年間:円)		
				公簿	現況				利用権期間			
54	札幌市中央区北5条西6丁目1番地23 公益財団法人 北海道農業公社 理事長 小田原 輝和 名寄市風連町字瑞生4029番地 合田 敦 (S56.12.25)	字瑞生	4236	田	田	3,291	普通田	利用権	公告日より	指定口座に 振込 139,630		
			4237	田	田	2,310	田					
			4238	田	田	1,526	田					
			4239	田	田	9,794	田					
			4240-1	田	田	25,163	田					
			4390	畑	畑	1,653	普通畑					
			4391	田	田	3,894	普通田					
			4392	田	田	4,662	田					
			4393	田	田	11,764	田					
			9筆		64,057			5年				
55	札幌市中央区北5条西6丁目1番地23 公益財団法人 北海道農業公社 理事長 小田原 輝和 名寄市風連町字瑞生3464番地 株式会社 RootiX8 代表取締役 筒井 聖紀	字瑞生	453-1	田	田	15,944	普通田	利用権	公告日より	指定口座に 振込 33,480		
											賃貸借	公告日より5年
												5年
			1筆		15,944							
56	札幌市中央区北5条西6丁目1番地23 公益財団法人 北海道農業公社 理事長 小田原 輝和 名寄市風連町字瑞生3236番地 合同会社 山崎ファーム 代表 山崎 一浩	字瑞生	2960-1	田	田	18,026	普通田	利用権	公告日より	指定口座に 振込 250,510		
			2961-1	田	田	28,904	田					
			2962-1	田	田	16,907	田					
			2963	田	田	26,824	田					
			2964	田	田	7,838	田					
			2968	田	田	873	田					
			2971	田	田	973	田					
			7筆		100,345			5年				
57	札幌市中央区北5条西6丁目1番地23 公益財団法人 北海道農業公社 理事長 小田原 輝和 名寄市風連町字瑞生4302番地2 大谷 繁樹 (S45.12.9)	字中央	1135	田	田	9,661	普通田	利用権	公告日より	指定口座に 振込 49,500		
			1136	田	田	17,098	田					
												賃貸借
			2筆		26,759			5年				
58	札幌市中央区北5条西6丁目1番地23 公益財団法人 北海道農業公社 理事長 小田原 輝和 名寄市風連町字日進592番地1 株式会社 田代 代表取締役 田代 真一	風連町字日進	761-2	畑	畑	11,606	普通畑	利用権	公告日より	指定口座に 振込 62,410		
			774-2	畑	畑	12,148	畑					
			783-2	畑	畑	12,148	畑					
			784	畑	畑	49,586	畑					
			792-1	畑	畑	19,259	畑					
			841-1	畑	畑	6,240	畑					
			842-1	畑	畑	14,981	畑					
			2247-1	畑	畑	20,644	畑					
			3169	田	田	345	普通田					
			3229-1	田	田	10,043	田					
			3230	田	田	6,538	田					
			3235	畑	畑	5,002	普通畑					
			3236	田	田	4,116	普通田					
			13筆		172,656			5年				

(使用貸借)

番号	権利設定等をする者の住所氏名・生年月日	権利設定に係る土地の表示				面積 ㎡	利用権設定等の内容	設定権利の種類 成立する法律関係	利用権始期	支払方法	
		所在	地番	地目					利用権終期		賃貸価格 (年間:円)
				公簿	現況				利用権期間		
22	名寄市風連町字東風連1472番地1 村松 猛 (S9.5.30)	字東風連 " " " " " "	1526	畑	畑	6,006	普通畑 " "	利用権	公告日より	/	
	1527 1529の内		田	"	5,652 11,406	使用貸借			公告日より4年		
	札幌市中央区北5条西6丁目1番地23 公益財団法人 北海道農業公社 理事長 小田原 輝和		3筆		23,064			4年			
23	札幌市中央区北5条西6丁目1番地23 公益財団法人 北海道農業公社 理事長 小田原 輝和	字東風連 " " " " " "	1526	畑	畑	6,006	普通畑 " "	利用権	公告日より	/	
			1527 1529の内	田	"	5,652 11,406			使用貸借		公告日より4年
	名寄市風連町字東風連3200番地 岡田 裕章 (S41.1.12)		3筆		23,064			4年			

農地法第3条第1項の規定に係る許可申請について

番号	権利設定する土地の表示				許可を受け権利設定等する者			権利移動の内容及び設定の理由						
	所在	地番	地目		面積 ㎡	許可を受け権利設定等を受ける者								
			公簿	現況			本権利移動に係る経営の概況及び内容							
18	字徳田	330-1	田	畑	6,895	苫小牧市啓北町2丁目9番16号 福田 和範 (S29.2.16)		売買 相続農地の処分 (申請日 R7.12.21)	家畜等	幹旋の有無				
						名寄市風連町字瑞生3464番地 株式会社Rootix8 代表取締役 筒井 聖紀								
					経営地 ㎡						労働力			
					田	畑	採草地							
	351,035	17,502	-	2人	-	-								
		1筆			6,895									
19	字曙	3379 3380 3399 3400 3401 3402 3408 7筆	畑	畑	120	名寄市字瑞穂761番地 箭原 健至 (S16.10.8)		贈与 耕作困難なため (申請日 R8.1.15)	家畜等	幹旋の有無				
					136									
					42	名寄市字曙690番地 永井農場株式会社 代表取締役 永井 健一								
					3.17	経営地 ㎡					労働力			
					10	田	畑					採草地		
					228	522,317.54	132,583.44				-	3人	-	-
					18									
		7筆			557.17									
20	字砺波	653-1	畑	畑	657	名寄市字瑞穂761番地 箭原 健至 (S16.10.8)		売買 耕作困難なため (申請日 R8.1.9)	家畜等	幹旋の有無				
						名寄市字砺波652番地1 前田 暢丈 (S60.5.16)								
					経営地 ㎡						労働力			
					田	畑	採草地							
	215,407	70,675	-	3人	-	-								
		1筆			657									
21	字瑞生	2989	畑	畑	1,134	名寄市風連町北栄町183番地フロンティアハウスふうれん103号室 遊佐 一男 (S12.8.1)		贈与 耕作困難なため (申請日 R8.1.5)	家畜等	幹旋の有無				
						名寄市風連町字瑞生2996番地 大草 修二 (S48.8.3)								
					経営地 ㎡						労働力			
					田	畑	採草地							
	271,830	4,344	-	1人	-	-								
		1筆			1,134									
22	風連町字日進	3566	畑	雑種地	1,539	旭川市3条通3丁目395番地の3 小栗 義晴 (S18.2.25)		贈与 離農のため (申請日 R8.1.15)	家畜等	幹旋の有無				
						名寄市風連町字日進3580番地 泊り 輝幸 (H10.7.20)								
					経営地 ㎡						労働力			
					田	畑	採草地							
	442,916.30	33,580	-	4人	-	-								
		1筆			1,539									

番 号	権利設定する土地の表示				許可を受け権利設定等する者			権利移動の内容 及び設定の理由			
	所 在 地	番 号	地 目		面 積 ㎡	許可を受け権利設定等を受ける者					
			公簿	現況		本権利移動に係る経営の概況及び内容					
23	字 旭	1325	田	田	25,100	名寄市風連町字旭1617番地			使用貸借 経営移譲のため (申請日 R7.12.26)		
	"	1326-1	"	"	9,979	遊佐 俊充 (S25.4.27)					
	"	1327	"	"	4,883	名寄市風連町字旭1617番地					
	"	1328	"	"	2,464	遊佐 充 (S52.12.30)					
	"	1329	畑	畑	993	経 営 地 ㎡		労働力	家畜等	幹旋の有無	
	"	1330	"	田	319	田	畑	採草地	3 人	—	—
	"	1339-3	田	"	540	309,653	13,578	—			
	"	1342-2	"	"	186						
	"	1443	畑	畑	4,150						
	"	1444	田	田	1,999						
	"	1445	"	"	4,607						
	"	1446	"	"	6,924						
	"	1447	"	"	451						
	"	1450	畑	畑	1,216						
	"	1537	田	田	5,075						
	"	1538	"	"	4,648						
	"	1542	"	"	634						
	"	1543	"	"	18,611						
	"	1544	"	"	14,733						
	"	1575	畑	畑	2,209						
	"	1581	"	"	876						
	"	1584	田	田	31,285						
	"	1610	"	"	2,376						
	"	1613	"	"	10,040						
	"	1614	"	"	1,955						
	"	1615	"	"	4,346						
	"	1616	"	"	15,215						
	"	1618	畑	畑	1,833						
	"	1619	田	田	16,410						
	"	1620	"	"	19,440						
	"	1625	畑	"	189						
	"	1626	"	"	292						
"	1627	田	"	3,039							
"	1628	"	"	1,141							
"	1629	畑	"	403							
"	1630	田	"	3,316							
"	1631	"	"	12,452							
"	1634	"	"	9,688							
"	1635	"	"	9,792							
"	2567	"	"	1,136							
"	2568	"	"	2,117							
"	2580	畑	畑	988							
"	2581	"	"	329							
"	2582	"	"	984							
"	2583	田	田	13,345							
"	2584	"	"	11,410							
"	2605	"	"	13,988							
"	2606	"	"	1,571							
"	2607	"	"	9,627							
"	2608	"	"	969							
"	2609	"	"	563							
"	2610	"	"	12,395							
	52 筆			323,231							

報告第1号

農用地利用集積計画の変更について

1.

令和4年4月27日開催の第4回名寄市農業委員会総会の議案第3号「農用地利用計画の作成について」の賃貸借番号2番の農地の10a当り単価について下記のとおり変更します。

【変更前】

(賃貸借)

番号	権利設定等をする者の住所氏名・生年月日	権利設定に係る土地の表示				利用権設定等の内容	設定権利の種類 成立する法律関係	利用権始期	支払方法	
	権利設定等を受ける者の住所氏名・生年月日	所在	地番	地目	面積 ㎡			利用権終期		賃貸価格 (年間:円)
				公簿 現況				利用権期間		
2	名寄市字智恵文11線南4番地 佐藤 幸一 (S47.8.19)	字智恵文	509	畑	畑	6,604	普通畑	利用権	R4.4.27	佐藤 幸一 口座振込 10a当り 畑 2,000 13,200
	賃貸借							R14.12.31 10年		
	名寄市字智恵文12線南8番地 株式会社 虹色ファーム 代表取締役 伊藤 浩次		1筆			6,604				

【変更後】

(賃貸借)

番号	権利設定等をする者の住所氏名・生年月日	権利設定に係る土地の表示				利用権設定等の内容	設定権利の種類 成立する法律関係	利用権始期	支払方法	
	権利設定等を受ける者の住所氏名・生年月日	所在	地番	地目	面積 ㎡			利用権終期		賃貸価格 (年間:円)
				公簿 現況				利用権期間		
2	名寄市字智恵文11線南4番地 佐藤 幸一 (S47.8.19)	字智恵文	509	畑	畑	6,604	普通畑	利用権	R4.4.27	佐藤 幸一 口座振込 10a当り 畑 5,000 33,000
	賃貸借							R14.12.31 10年		
	名寄市字智恵文12線南8番地 株式会社 虹色ファーム 代表取締役 伊藤 浩次		1筆			6,604				

報告第2号

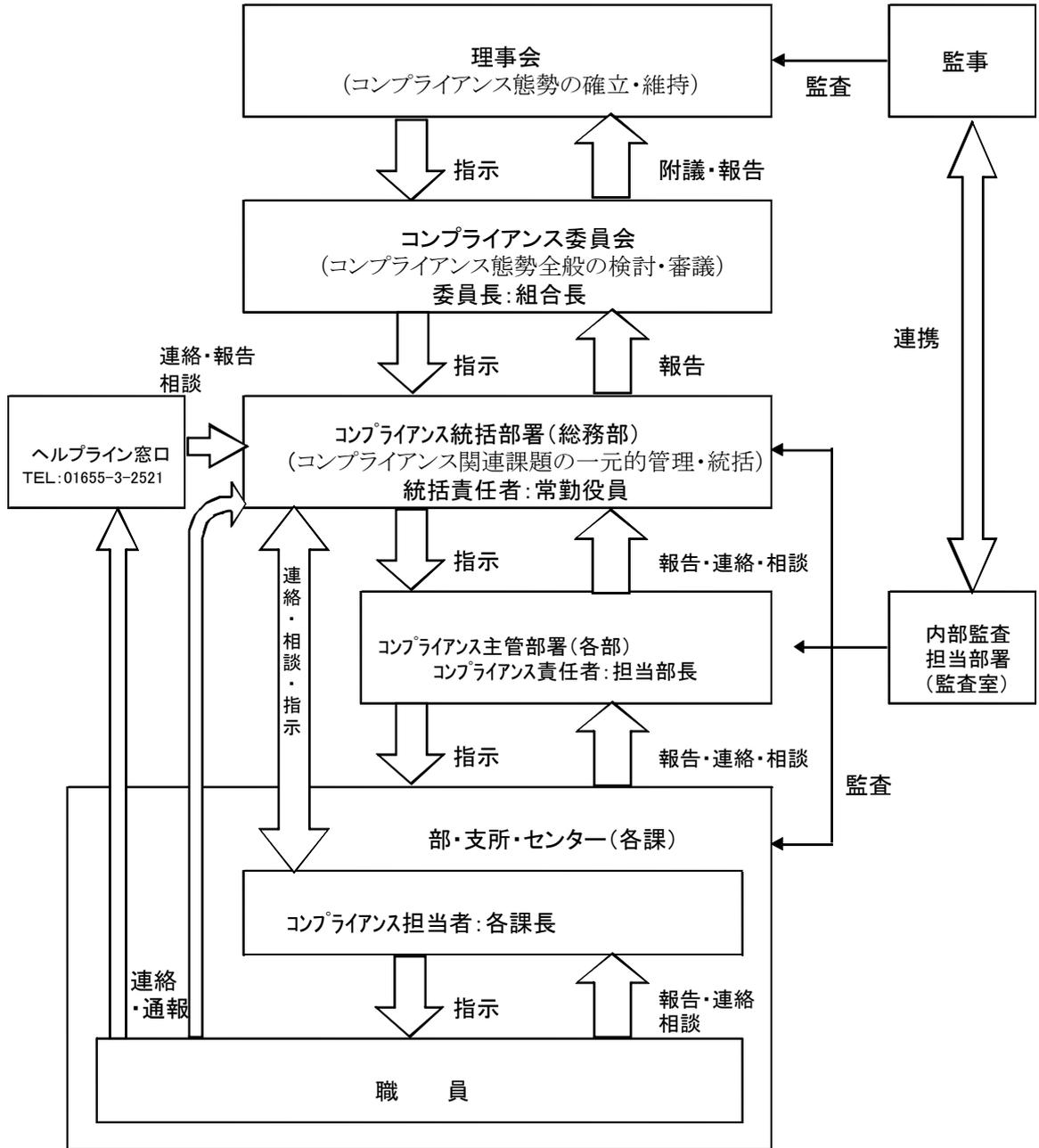
農地法第5条転用工事完了報告

5.

転用者	名寄市風連町字旭1811番地 株式会社よねざわ農園 代表取締役 米澤宏樹
土地所有者	名寄市風連町字旭1811番地 米澤 和幸
転用目的	格納庫の建設
許可年月日	令和7年4月7日 (上農務第5-1号)
完了日	令和7年11月30日
報告日	令和7年12月23日

令和8年度 コンプライアンス・プログラム

【コンプライアンス体制】



1. コンプライアンス委員会

委員長	代表理事組合長
副委員長	専務理事・常務理事
事務局	総務部長
構成員	常勤監事 参事・部長・次長及び支所長 内部監査室長 総務課長

2. 体制

- ①コンプライアンス統括部署 総務部（コンプライアンス委員会事務局）
・コンプライアンス統括責任者：常勤理事
- ②コンプライアンス主管部署 各部
・コンプライアンス責任者：参事・各部長・支所長・次長
・コンプライアンス担当者：各課長

※各部のコンプライアンス責任者は以下の職務を行う。

- ①日常業務における法令等の遵守状況の確認
- ②行動規範等の職員の理解度の確認
- ③コンプライアンスに関する職員からの相談等の対応
- ④不祥事未然防止に向けた取り組みの各部署での推進
- ⑤利用者からの苦情等の対応と統括部署への報告
- ⑥情報セキュリティに関する事項
- ⑦その他コンプライアンスに関する事項

※内部監査部署は、コンプライアンス・プログラムおよびコンプライアンス統括部署を検証する。

【具体的実践項目】

1. コンプライアンス委員会の開催

年2回以上開催する。

2. JAグループ北海道 不祥事ゼロ運動の取り組み

- ①現金管理等に係る点検をクロスチェック方式で行い、内部監査部署による点検結果の検証を行う。
- ②活力ある職場づくりに向けて、部署ごとにコンプライアンス・ミーティングを実施する。
- ③組合員組織会計事務取扱要領に基づく運用を通じた適切な管理の実施。
- ④事務リスク管理規程に基づく事務ミス報告の徹底を図る。
- ⑤内部統制文書の整備・運用を適切に行う。

3. 教育・研修

- ①常勤役員による訓示および支所巡回による啓蒙
朝礼、職場巡回等で、コンプライアンスに関する訓示を行う。
- ②コンプライアンス研修会の開催
年1回開催する。健康経営や防災・防犯、交通災害防止等を趨勢にあったテーマで研修会を開催する。なお、各部署における内部統制強化等に関する研修会（業務処理・事務手続き、関係法令の確認等）やコンプライアンス・ミーティング等を業務会議にて実施する。

- ③コンプライアンス情報誌の発行
適宜発行する。
4. 経営定期点検の実施
経営定期点検実施要領に基づき、実効性のある点検を実施する。
5. 職場離脱の実施
連続職場離脱実施要領に基づき、一週間以上継続して自己の職場を離れるための方策を講じる。
6. コンプライアンス・マニュアルの見直し・周知
法令等の改正に対応して、マニュアルの見直し・周知を行う。
7. 内部監査によるモニタリング
各部署の法令等遵守状況について、内部監査を実施する。
8. ヘルプラインの有効活用
ヘルプライン運営要領に基づき、ヘルプラインを再度全職員に周知し、気軽に相談や意見を持ちこめる体制を作る。

【実践スケジュール】

項 目	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
1. コンプライアンス委員会の開催	随時											→
2. 不祥事ゼロ運動の取り組み												
①現金管理等に係るクロスチェック方式点検	適宜											→
②組合員組織会計事務取扱要領に基づく運用	随時											→
③事務ミス報告の徹底	随時											→
④内部統制文書の整備・運用	随時											→
3. 教育・研修												
①常勤役員による訓示・支所巡回による啓蒙	随時											→
②コンプライアンス研修会の開催	企画											
④コンプライアンス情報誌の発行	適宜											→
4. 経営定期点検の実施	随時											→
5. 職場離脱の実施	計画	随時										→
6. コンプライアンス・マニュアルの見直し・周知	周知								見直	周知		
7. 内部監査によるモニタリング	随時											→
8. ヘルプラインの有効活用	周知											

職員就業規則
職員就業規則 新旧対照表

新	旧																																													
<p style="color: red; text-decoration: underline;">改正：令和8年4月1日</p> <p>(就業時間) 第41条 本所</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">部門</th> <th style="width: 25%;">平日</th> <th style="width: 15%;">土曜</th> <th style="width: 45%;">休憩時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2" style="text-align: center; vertical-align: middle;">信用・共済・ 購買・農機車 両・給油所・ 青果を除く部門 (事務所)</td> <td style="text-align: center;">4/1~10/31 8:30~17:00</td> <td rowspan="2" style="text-align: center;">/</td> <td rowspan="2" style="text-align: center;">12:00~13:00</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">11/1~3/31 8:45~17:00</td> </tr> <tr> <td rowspan="2" style="text-align: center; vertical-align: middle;">購買・農機車輛</td> <td style="text-align: center;">4/1~10/31 8:30~17:00</td> <td style="text-align: center;">8:30~12:00</td> <td rowspan="2" style="text-align: center;">12:00~13:00</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">11/1~3/31 8:45~17:00</td> <td style="text-align: center;">/</td> </tr> <tr> <td rowspan="3" style="text-align: center; vertical-align: middle;">青果</td> <td style="text-align: center;">6/1~7/31</td> <td style="text-align: center;">早番 7:30~15:45 遅番 8:45~17:00</td> <td rowspan="3" style="text-align: center;">12:00~13:00</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">8/1~10/31</td> <td style="text-align: center;">早番 7:30~16:30 遅番 8:45~17:45</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">11/1~5/31 8:45~16:00</td> <td style="text-align: center;">/</td> </tr> </tbody> </table>	部門	平日	土曜	休憩時間	信用・共済・ 購買・農機車 両・給油所・ 青果を除く部門 (事務所)	4/1~10/31 8:30~17:00	/	12:00~13:00	11/1~3/31 8:45~17:00	購買・農機車輛	4/1~10/31 8:30~17:00	8:30~12:00	12:00~13:00	11/1~3/31 8:45~17:00	/	青果	6/1~7/31	早番 7:30~15:45 遅番 8:45~17:00	12:00~13:00	8/1~10/31	早番 7:30~16:30 遅番 8:45~17:45	11/1~5/31 8:45~16:00	/	<p style="color: red; text-decoration: underline;">改正：令和7年4月1日</p> <p>(就業時間) 第41条 本所</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">部門</th> <th style="width: 25%;">平日</th> <th style="width: 15%;">土曜</th> <th style="width: 45%;">休憩時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center; vertical-align: middle;">事務所</td> <td style="text-align: center;">8:45~17:00</td> <td style="text-align: center;">8:45~12:00</td> <td style="text-align: center;">12:00~13:00</td> </tr> <tr> <td rowspan="4" style="text-align: center; vertical-align: middle;">青果課</td> <td style="text-align: center;">毎年 11/21~5/31</td> <td style="text-align: center;">8:45~15:45</td> <td style="text-align: center;">12:00~13:00</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">毎年 6/1~7/31</td> <td style="text-align: center;">早番 7:30~15:45 遅番 8:45~17:00</td> <td style="text-align: center;">12:00~13:00</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">毎年 8/1~11/20</td> <td style="text-align: center;">早番 7:30~16:30 遅番 8:45~17:45</td> <td style="text-align: center;">12:00~13:00</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	部門	平日	土曜	休憩時間	事務所	8:45~17:00	8:45~12:00	12:00~13:00	青果課	毎年 11/21~5/31	8:45~15:45	12:00~13:00	毎年 6/1~7/31	早番 7:30~15:45 遅番 8:45~17:00	12:00~13:00	毎年 8/1~11/20	早番 7:30~16:30 遅番 8:45~17:45	12:00~13:00				<p style="text-align: center;">改正の趣旨等</p> <p style="text-align: center;">部門表記の明確化</p> <p style="text-align: center;">4週8休に伴う就業時間の変更</p>
部門	平日	土曜	休憩時間																																											
信用・共済・ 購買・農機車 両・給油所・ 青果を除く部門 (事務所)	4/1~10/31 8:30~17:00	/	12:00~13:00																																											
	11/1~3/31 8:45~17:00																																													
購買・農機車輛	4/1~10/31 8:30~17:00	8:30~12:00	12:00~13:00																																											
	11/1~3/31 8:45~17:00	/																																												
青果	6/1~7/31	早番 7:30~15:45 遅番 8:45~17:00	12:00~13:00																																											
	8/1~10/31	早番 7:30~16:30 遅番 8:45~17:45																																												
	11/1~5/31 8:45~16:00	/																																												
部門	平日	土曜	休憩時間																																											
事務所	8:45~17:00	8:45~12:00	12:00~13:00																																											
青果課	毎年 11/21~5/31	8:45~15:45	12:00~13:00																																											
	毎年 6/1~7/31	早番 7:30~15:45 遅番 8:45~17:00	12:00~13:00																																											
	毎年 8/1~11/20	早番 7:30~16:30 遅番 8:45~17:45	12:00~13:00																																											

職員就業規則

名寄支所

部門	平日	土曜	休憩時間
信用・共済・ 購買・給油所・ を除く部門 (事務所)	4/1~10/31 8:30~17:00	/	12:00~13:00
	11/1~3/31 8:45~17:00		
購 買	4/1~10/31 8:30~17:00	8:30~12:00	12:00~13:00
	11/1~3/31 8:45~17:00	/	

智恵文支所

部門	平日	土曜	休憩時間
信用・共済・ 購買・農機車輛 給油所・を除く 部門(事務所)	4/1~10/31 8:30~17:00	/	12:00~13:00
	11/1~3/31 8:45~17:00		
購買・農機車 輛・給油所	4/1~10/31 8:30~17:00	8:30~12:00	12:00~13:00
	11/1~3/31 8:45~17:00	/	

名寄支所

部門	平日	土曜	休憩時間
事務所	8:45~17:00	8:45~12:00	12:00~13:00

智恵文支所

部門	平日	土曜	休憩時間
事務所 (給油所含)	8:45~17:00	8:45~12:00	12:00~13:00

職員就業規則

(休日)

第45条 職員の休日はつぎのとおりとする。

部 門	休 日
信用・共済・ 購買・農機車 輛・給油所・ 青果を除く部 門（事務所）	1. 日曜日 2. 国民の祝日に関する法律に 定める休日 3. 年末年始（12月30日～31日 および1月2日～6日） 4. 土曜日 5. 8月14日～16日 6. 組合長が特に定めた日
削除	削除

(休日)

第45条 職員の休日はつぎのとおりとする。

部 門	休 日
信用・共済・農 産・営農センタ ー営農・資材・ 智恵文給油所・ 智恵文メカニッ ク・青果・本所 給油所・名寄給 油所を除く部 門（一般事務 所）	1. 日曜日 2. 国民の祝日に関する法律に 定める休日 3. 年末年始（12月30日～31日 および1月2日～6日） 4. 3月第1週～11月最終週 月2回 土曜日（交替制） 5. 12月第1週～2月最終週 土曜日 6. 8月14日～16日 7. 組合長が特に定めた日
農 産 営農センター 営農課	1. 日曜日 2. 国民の祝日に関する法律に定める 休日 3. 年末年始（12月30日～31日および 1月2日～6日） 4. 組合長が指定する、毎年4月1日 を起算日とする1年間30日間の土 曜日なお、当該休日は、年間休日 カレンダーに定め、1月10日まで

4週8休の実施に
 伴い通年土曜日と
 した。

事務所に一本化

職員就業規則

				に各職員に通知する 5. 8月14日～16日 6. 組合長が特に定めた日	
購買・ 農機車輛	<ol style="list-style-type: none"> 1. 日曜日 2. 国民の祝日に関する法律に定める休日 3. 年末年始（12月30日～31日および1月2日～6日） 4. 4月1日～10月31日 月2回 土曜日（交替制） 5. 4月1日～10月31日 組合長が指定する上記4の非該当週月曜日～金曜日のうち1日なお、当該休日は、期間内休日カレンダーに定め1月10日までに各職員に通知する（交代制） 6. 11月1日～3月31日 土曜日 7. 8月14日～16日 8. 組合長が特に定めた日 		資 材 智恵文給油所 智恵文メカニ ック	<ol style="list-style-type: none"> 1. 日曜日 2. 国民の祝日に関する法律に定める休日 3. 年末年始（12月30日～31日および1月2日～6日） 4. 6月第1週～10月最終週 月2回 土曜日（交替制） 5. 11月第1週～3月第2週 土曜日 6. 8月14日～16日 7. 組合長が特に定めた日 	4週8休の実施に伴い4～10月は休日の均衡を図るため交代制、11～3月は土曜日を休日とした
青 果	<ol style="list-style-type: none"> 1. 日曜日 2. 国民の祝日に関する法律に定める休日 3. 年末年始（12月30日～31日および1月2日～6日） 4. 6月1日～10月31日組合長が指定する毎週月曜日～土曜日のうち1日、なお、当該休日は期間内休日カレンダーに定め1月10日ま 		青 果	<ol style="list-style-type: none"> 1. 日曜日 2. 国民の祝日に関する法律に定める休日 3. 年末年始（12月30日～31日および1月2日～6日） 4. 6月第1週～7月最終週 月2回 土曜日（交替制） 5. 11月1日～5月31日の土曜日 	4週8休の実施に伴い6～10月は休日の均衡を図るため交代制、11～5月は土曜日を休日とした

職員就業規則

<p style="text-align: center;">で各職員に通知する（交替制）</p> <p>5. 11月1日～5月31日の土曜日 6. 8月15日、16日 7. 組合長が特に定めた日</p>	<p>6. 8月15日、16日 7. 組合長が特に定めた日</p>	<p>（試用期間） 第12条 組合に新たに採用された職員については、採用の日から6カ月間を試用期間とする。ただし、特殊の技能または経験を有する者には試用期間を設けないことがある。</p> <p>（特別休暇） 第59条 11. 健康診断受診休暇 人間ドック受診日 1日/年1回 12. その他の休暇</p>	<p>（試用期間） 第12条 組合に新たに採用された職員については、採用の日から3カ月間を試用期間とする。ただし、特殊の技能または経験を有する者には試用期間を設けないことがある。</p> <p>（特別休暇） 第59条 11. その他の休暇</p>	<p>試用期間の変更</p> <p>人間ドック受診日を特休扱いとする</p>
--	---------------------------------------	--	---	--

準職員就業規則
準職員就業規則 新旧対照表

新	旧	改正の趣旨等																																												
<p style="text-align: right; color: red;">改正：令和8年4月1日</p> <p>(就業時間) 第26条 本所</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">部門</th> <th style="width: 20%;">平日</th> <th style="width: 15%;">土曜</th> <th style="width: 50%;">休憩時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2" style="color: red;">信用・共済・ 購買・農機車 両・給油所・ 青果を除く部門 (事務所)</td> <td style="color: red;">4/1~10/31 8:30~17:00</td> <td rowspan="2" style="text-align: center;">/</td> <td rowspan="2" style="text-align: center;">12:00~13:00</td> </tr> <tr> <td style="color: red;">11/1~3/31 8:45~17:00</td> </tr> <tr> <td rowspan="2" style="color: red;">購買・農機車輛</td> <td style="color: red;">4/1~10/31 8:30~17:00</td> <td style="color: red;">8:30~12:00</td> <td rowspan="2" style="text-align: center;">12:00~13:00</td> </tr> <tr> <td style="color: red;">11/1~3/31 8:45~17:00</td> <td style="text-align: center;">/</td> </tr> <tr> <td rowspan="3" style="color: red;">青果</td> <td>6/1~7/31</td> <td>早番7:30~15:45 遅番8:45~17:00</td> <td rowspan="3" style="text-align: center;">12:00~13:00</td> </tr> <tr> <td style="color: red;">8/1~10/31</td> <td>早番7:30~16:30 遅番8:45~17:45</td> </tr> <tr> <td style="color: red;">11/1~5/31 8:45~16:00</td> <td style="text-align: center;">/</td> </tr> </tbody> </table>	部門	平日	土曜	休憩時間	信用・共済・ 購買・農機車 両・給油所・ 青果を除く部門 (事務所)	4/1~10/31 8:30~17:00	/	12:00~13:00	11/1~3/31 8:45~17:00	購買・農機車輛	4/1~10/31 8:30~17:00	8:30~12:00	12:00~13:00	11/1~3/31 8:45~17:00	/	青果	6/1~7/31	早番7:30~15:45 遅番8:45~17:00	12:00~13:00	8/1~10/31	早番7:30~16:30 遅番8:45~17:45	11/1~5/31 8:45~16:00	/	<p style="text-align: right; color: red;">改正：令和7年4月1日</p> <p>(就業時間) 第26条 本所</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">部門</th> <th style="width: 20%;">平日</th> <th style="width: 15%;">土曜</th> <th style="width: 50%;">休憩時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">事務所</td> <td style="text-align: center;">8:45~17:00</td> <td style="text-align: center;">8:45~12:00</td> <td style="text-align: center;">12:00~13:00</td> </tr> <tr> <td rowspan="4" style="text-align: center;">青果課</td> <td>毎年11/21~5/31</td> <td style="text-align: center;">8:45~15:45</td> <td style="text-align: center;">12:00~13:00</td> </tr> <tr> <td>毎年6/1~7/31</td> <td>早番7:30~15:45 遅番8:45~17:00</td> <td style="text-align: center;">12:00~13:00</td> </tr> <tr> <td>毎年8/1~11/20</td> <td>早番7:30~16:30 遅番8:45~17:45</td> <td style="text-align: center;">12:00~13:00</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	部門	平日	土曜	休憩時間	事務所	8:45~17:00	8:45~12:00	12:00~13:00	青果課	毎年11/21~5/31	8:45~15:45	12:00~13:00	毎年6/1~7/31	早番7:30~15:45 遅番8:45~17:00	12:00~13:00	毎年8/1~11/20	早番7:30~16:30 遅番8:45~17:45	12:00~13:00				<p>部門表記の明確化</p> <p>4週8休に伴う就業時間の変更</p>
部門	平日	土曜	休憩時間																																											
信用・共済・ 購買・農機車 両・給油所・ 青果を除く部門 (事務所)	4/1~10/31 8:30~17:00	/	12:00~13:00																																											
	11/1~3/31 8:45~17:00																																													
購買・農機車輛	4/1~10/31 8:30~17:00	8:30~12:00	12:00~13:00																																											
	11/1~3/31 8:45~17:00	/																																												
青果	6/1~7/31	早番7:30~15:45 遅番8:45~17:00	12:00~13:00																																											
	8/1~10/31	早番7:30~16:30 遅番8:45~17:45																																												
	11/1~5/31 8:45~16:00	/																																												
部門	平日	土曜	休憩時間																																											
事務所	8:45~17:00	8:45~12:00	12:00~13:00																																											
青果課	毎年11/21~5/31	8:45~15:45	12:00~13:00																																											
	毎年6/1~7/31	早番7:30~15:45 遅番8:45~17:00	12:00~13:00																																											
	毎年8/1~11/20	早番7:30~16:30 遅番8:45~17:45	12:00~13:00																																											

準職員就業規則

名寄支所

部門	平日	土曜	休憩時間
信用・共済・ 購買・給油所・ を除く部門 (事務所)	4/1~10/31 8:30~17:00	/	12:00~13:00
	11/1~3/31 8:45~17:00		
購 買	4/1~10/31 8:30~17:00	8:30~12:00	12:00~13:00
	11/1~3/31 8:45~17:00	/	

智恵文支所

部門	平日	土曜	休憩時間
信用・共済・ 購買・農機車輛 給油所・を除く 部門(事務所)	4/1~10/31 8:30~17:00	/	12:00~13:00
	11/1~3/31 8:45~17:00		
購買・農機車 輛・給油所	4/1~10/31 8:30~17:00	8:30~12:00	12:00~13:00
	11/1~3/31 8:45~17:00	/	

名寄支所

部門	平日	土曜	休憩時間
事務所	8:45~17:00	8:45~12:00	12:00~13:00

智恵文支所

部門	平日	土曜	休憩時間
事務所 (給油所含)	8:45~17:00	8:45~12:00	12:00~13:00

準職員就業規則

					に各職員に通知する 5. 8月14日～16日 6. 組合長が特に定めた日	
購買・ 農機車輛	<ol style="list-style-type: none"> 1. 日曜日 2. 国民の祝日に関する法律に定める休日 3. 年未年始（12月30日～31日および1月2日～6日） 4. 4月1日～10月31日 月2回 土曜日（交替制） 5. 4月1日～10月31日 組合長が指定する上記4の非該当週月曜日～金曜日のうち1日なお、当該休日は、期間内休日カレンダーに定め1月10日までに各職員に通知する（交代制） 6. 11月1日～3月31日 土曜日 7. 8月14日～16日 8. 組合長が特に定めた日 		資 材 智恵文給油所 智恵文メカニ ック	<ol style="list-style-type: none"> 1. 日曜日 2. 国民の祝日に関する法律に定める休日 3. 年未年始（12月30日～31日および1月2日～6日） 4. 6月第1週～10月最終週 月2回 土曜日（交替制） 5. 11月第1週～3月第2週 土曜日 6. 8月14日～16日 7. 組合長が特に定めた日 	4週8休の実施に伴い4～10月は休日の均衡を図るため交代制、11～3月は土曜日を休日とした	
青 果	<ol style="list-style-type: none"> 1. 日曜日 2. 国民の祝日に関する法律に定める休日 3. 年未年始（12月30日～31日および1月2日～6日） 4. 6月1日～10月31日組合長が指定する毎週月曜日～土曜日のうち1日、なお、当該休日は期間内休日カレンダーに定め1月10日ま 		青 果	<ol style="list-style-type: none"> 1. 日曜日 2. 国民の祝日に関する法律に定める休日 3. 年未年始（12月30日～31日および1月2日～6日） 4. 6月第1週～7月最終週 月2回 土曜日（交替制） 5. 11月1日～5月31日の土曜日 	4週8休の実施に伴い6～10月は休日の均衡を図るため交代制、11～5月は土曜日を休日とした	

準職員就業規則

<p>で各職員に通知する（交替制）</p> <p>5. 11月1日～5月31日の土曜日</p> <p>6. 8月15日、16日</p> <p>7. 組合長が特に定めた日</p>	<p>6. 8月15日、16日</p> <p>7. 組合長が特に定めた日</p>	<p>時給および日給にかかる雇用契約者に対する弾力的対応のため追加</p> <p>人間ドック受診日を特休扱いとする</p>
<p>④ 第1項の休日は、雇用契約に別途定めがある場合はこの限りではない。</p>		
<p>（特別休暇）</p> <p>第41条</p> <p>10. 健康診断受診休暇 人間ドック受診日 1日/年1回</p> <p>11. その他の休暇</p>	<p>（特別休暇）</p> <p>第41条</p> <p>10. その他の休暇</p>	

人事規程 新旧対照表

新	旧	改正の趣旨等
<p style="text-align: right;"><u>改正：令和8年4月1日</u></p> <p>(採用基準) 第4条 採用基準は、選考試験に合格したもので、つぎに掲げる条件を備えたものを選び、採用の決定したものに対しては、6カ月間の試用期間をもうけ、その後適格と判定した場合は、本採用とする。</p>	<p style="text-align: right;"><u>改正：令和7年5月1日</u></p> <p>(採用基準) 第4条 採用基準は、選考試験に合格したもので、つぎに掲げる条件を備えたものを選び、採用の決定したものに対しては、3カ月間の試用期間をもうけ、その後適格と判定した場合は、本採用とする。</p>	<p>試用期間を6ヶ月とする。</p>

給与規程 新旧対照表

新	旧	備考												
<p>(給与の体系および種類) 第5条 この規程による給与体系および種類はつぎのとおりとする。</p> <p><u>基本給 (削除)</u></p>	<p>(給与の体系および種類) 第5条 この規程による給与体系および種類はつぎのとおりとする。</p> <p><u>基本給</u>  <u>年齢給</u> <u>職能給</u></p>	<p>年齢給＋職能給で基本給としていたが、年齢給及び職能給を廃止し基本給のみとする。</p>												
<p>(月例給与の計算方法) 第8条 ①～⑤ (略)</p> <p>⑥ 第2項、第4項および第5項の日割計算は1カ月を 22日 として行う。。</p>	<p>(月例給与の計算方法) 第8条 ①～⑤ (略)</p> <p>⑥ 第2項、第4項および第5項の日割計算は1カ月を 25日 として行う。</p>	<p>週休2日制導入による所定労働日数の変更</p>												
<p>(基本給) 第13条 <u>基本給は、月額をもってこれを定め別表1「給与表」により決定する。</u> ②～③ 略</p>	<p>(基本給) 第13条 <u>基本給は、年齢給と職能給とし、それぞれ月額をもってこれを定める。</u> ②～③ 略</p>	<p>年齢給及び職能給を廃止するため、給与表を新設</p>												
<p style="text-align: center;"><u>(削除)</u></p> <p><u>(初任給)</u> 第14条 <u>学卒初任給は、最終卒業学校の種類に応じ、それぞれ次のとおりとする。</u></p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th>卒業学校</th> <th>等級</th> <th>号俸</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>高等学校 (3年制)</td> <td>1等級</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>短期大学 (2年制)</td> <td>1等級</td> <td>11</td> </tr> <tr> <td>大 学 (4年制)</td> <td>1等級</td> <td>21</td> </tr> </tbody> </table>	卒業学校	等級	号俸	高等学校 (3年制)	1等級	1	短期大学 (2年制)	1等級	11	大 学 (4年制)	1等級	21	<p style="text-align: center;"><u>第1節 年 齢 給</u></p> <p><u>(年齢給) (削除)</u> <u>第14条～第17条 (削除)</u></p> <p style="text-align: center;"><u>第2節 職 能 給 (削除)</u></p> <p><u>第18条～第19条 (削除)</u></p>	<p>年齢給及び職能給条文の削除</p> <p>初任給等級・中途採用者等の適用級号</p>
卒業学校	等級	号俸												
高等学校 (3年制)	1等級	1												
短期大学 (2年制)	1等級	11												
大 学 (4年制)	1等級	21												

新	旧	備考
<p><u>② JAカレッジ卒業者は、最終学歴のみなし級号に5号俸を加算する。</u></p> <p><u>③ 上記以外の学校卒業者は、その修学年数等を基準に適用級号を決定する。</u></p> <p><u>④ 中途採用者の初任給は、前職歴、経験、能力、技能などを勘案し、在職者との均衡を考慮し格付する。</u></p>		
<p><u>(昇給基準)</u> <u>第15条 (略)</u></p> <p><u>(昇給の時期)</u> <u>第16条 (略)</u></p> <p><u>(昇格の時期)</u> <u>第17条 (略)</u></p> <p><u>(昇格に伴う号給の決定)</u> <u>第18条 (略)</u></p> <p><u>(退職者の昇格、昇給の取扱い)</u> <u>第19条 (略)</u></p>	<p><u>(昇給基準)</u> <u>第20条 (略)</u></p> <p><u>(昇給の時期)</u> <u>第21条 (略)</u></p> <p><u>(昇格の時期)</u> <u>第22条 (略)</u></p> <p><u>(昇格に伴う号給の決定)</u> <u>第23条 (略)</u></p> <p><u>(退職者の昇格、昇給の取扱い)</u> <u>第24条 (略)</u></p>	<p>条文削除による繰上</p>
<p><u>(降格に伴う号給の決定)</u> <u>第20条</u> 職能資格規程第10条に基づき、特別の事情により降格した場合の<u>基本給</u>は、「降格後の給与調整・昇格基準」による。</p>	<p><u>(降格に伴う号給の決定)</u> <u>第25条</u> 職能資格規程第10条に基づき、特別の事情により降格した場合の<u>職能給</u>は、「降格後の給与調整・昇格基準」による。</p>	<p>条文削除による修正 職能給から基本給への変更</p>
<p><u>(特別措置)</u> <u>第21条</u> 組合長が特に必要であると認めたときは、<u>第15条</u>ならびに職能資格規程第8条の規定にかかわらず、つぎにより特別の措置をすることができる。 <u>(略)</u></p>	<p><u>(特別措置)</u> <u>第26条</u> 組合長が特に必要であると認めたときは、<u>第20条</u>ならびに職能資格規程第8条の規定にかかわらず、つぎにより特別の措置をすることができる。 <u>(略)</u></p>	<p>条文削除による修正</p>

新	旧	備考
<p><u>第 22 条～第 46 条 (略)</u></p>	<p><u>第 27 条～第 51 条 (略)</u></p>	<p>条文削除による繰上</p>
<p>(算定基礎) <u>第 47 条 臨時給与の算定基準はつぎのとおりとする。</u> (1) 定額給与は支給月の各人の基準内給与月額 (<u>ただし、通勤手当、住宅手当を除く</u>) を基準に支給する。 <u>(家族手当、役付手当については別表 3 の支給表に基づく。)</u> (略)</p>	<p>(算定基礎) 第 52 条 臨時給与の算定基準はつぎのとおりとする。 (1) 定額給与は支給月の各人の基準内給与月額 (ただし、<u>役付手当、(削除) 通勤手当、住宅手当を除く</u>) を基準に支給する。(追加) (略)</p>	<p>臨時給与の算定基準の改正</p>
<p><u>第 48 条～第 50 条 (略)</u></p>	<p><u>第 53 条～第 55 条 (略)</u></p>	<p>条文削除による繰上</p>
<p>附 則 1～26 (略) <u>27. この規程の改定は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。</u> <u>28. 令和 8 年 4 月 1 日から施行するこの規程への移行にあたっては、施行時に在籍している職員に対しての基本給を以下の手順で決定する。</u> ①<u>令和 7 年 4 月 1 日現在の年齢給及び職能給を人事考課に基づいた定期昇給を実施し仮基本給 (年齢給+職能給) とする。</u> ②<u>仮基本給を新給与表へ移行させるが、定期昇給後の職能資格等級並びに号俸へ張り付けとする。</u> ③<u>移行後に給与額が下回る場合は同額又は直近上位の号俸を適用する。尚、最終号俸より移行前の給与額が高い場合は調整給を足して同額とする。</u></p>	<p>附 則 1～26 (略) <u>(追加)</u> <u>(追加)</u></p>	<p>附則の追加及び新給与表への移行方法</p>

新	旧	備考																																
<p>④調整給については支給し続けることとするが、昇格等により調整金額相当が解消された時には廃止する。</p> <p>また、調整給は、夏期手当、年末手当、期末手当、賞与の基本給の算定基礎に含めるものとする。</p> <p>① 職員に対しての基本給を下記の通りとする。</p> <table border="1" data-bbox="185 408 864 812"> <thead> <tr> <th colspan="2" data-bbox="185 408 864 453">【 給 与 表 】</th> </tr> <tr> <th data-bbox="185 453 595 497">職 位</th> <th data-bbox="595 453 864 497">職能資格等級</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="185 497 595 542">参 事</td> <td data-bbox="595 497 864 542">6 等級</td> </tr> <tr> <td data-bbox="185 542 595 587">部長、次長</td> <td data-bbox="595 542 864 587">5 等級</td> </tr> <tr> <td data-bbox="185 587 595 676">室長、支所長、課長、技師、課長補佐</td> <td data-bbox="595 587 864 676">4 等級</td> </tr> <tr> <td data-bbox="185 676 595 721">係長、主任</td> <td data-bbox="595 676 864 721">3 等級</td> </tr> <tr> <td data-bbox="185 721 595 766">係</td> <td data-bbox="595 721 864 766">2 等級</td> </tr> <tr> <td data-bbox="185 766 595 812">係</td> <td data-bbox="595 766 864 812">1 等級</td> </tr> </tbody> </table> <p>注) 中途採用者については、これまでの経験、勤続年数等を考慮し上記に格付けする。</p> <p>この規程の改定は、令和8年4月1日から施行する。</p>	【 給 与 表 】		職 位	職能資格等級	参 事	6 等級	部長、次長	5 等級	室長、支所長、課長、技師、課長補佐	4 等級	係長、主任	3 等級	係	2 等級	係	1 等級	<p>① 職員に対しての基本給を下記の通りとする。</p> <table border="1" data-bbox="996 408 1675 812"> <thead> <tr> <th colspan="2" data-bbox="996 408 1675 453">【 職 能 給 】</th> </tr> <tr> <th data-bbox="996 453 1406 497">職 位</th> <th data-bbox="1406 453 1675 497">職能資格等級</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="996 497 1406 542">参 事</td> <td data-bbox="1406 497 1675 542">6 等級</td> </tr> <tr> <td data-bbox="996 542 1406 587">部長、次長</td> <td data-bbox="1406 542 1675 587">5 等級</td> </tr> <tr> <td data-bbox="996 587 1406 676">室長、支所長、課長、技師、課長補佐</td> <td data-bbox="1406 587 1675 676">4 等級</td> </tr> <tr> <td data-bbox="996 676 1406 721">係長、主任</td> <td data-bbox="1406 676 1675 721">3 等級</td> </tr> <tr> <td data-bbox="996 721 1406 766">係</td> <td data-bbox="1406 721 1675 766">2 等級</td> </tr> <tr> <td data-bbox="996 766 1406 812">係</td> <td data-bbox="1406 766 1675 812">1 等級</td> </tr> </tbody> </table> <p>注) 中途採用者については、これまでの経験、勤続年数等を考慮し上記に格付けする。</p> <p>この規程の改定は、令和7年4月1日から施行する。</p>	【 職 能 給 】		職 位	職能資格等級	参 事	6 等級	部長、次長	5 等級	室長、支所長、課長、技師、課長補佐	4 等級	係長、主任	3 等級	係	2 等級	係	1 等級	
【 給 与 表 】																																		
職 位	職能資格等級																																	
参 事	6 等級																																	
部長、次長	5 等級																																	
室長、支所長、課長、技師、課長補佐	4 等級																																	
係長、主任	3 等級																																	
係	2 等級																																	
係	1 等級																																	
【 職 能 給 】																																		
職 位	職能資格等級																																	
参 事	6 等級																																	
部長、次長	5 等級																																	
室長、支所長、課長、技師、課長補佐	4 等級																																	
係長、主任	3 等級																																	
係	2 等級																																	
係	1 等級																																	

給与表【標準5号昇給】

別表1
R8.4.1

職能資格等級	1等級	ビッチ	2等級	ビッチ	3等級	ビッチ	4等級	ビッチ	5等級	ビッチ	6等級	ビッチ						
号 俸	俸給月額		俸給月額		俸給月額		俸給月額		俸給月額		俸給月額							
1	1-1	188,000	-	2-1	242,000	-	3-1	259,150	-	4-1	341,300	-	5-1	401,700	-	6-1	442,400	-
2	1-2	189,640	1,640	2-2	242,700	700	3-2	260,300	1,150	4-2	343,000	1,700	5-2	403,500	1,800	6-2	443,900	1,500
3	1-3	191,280	1,640	2-3	243,400	700	3-3	261,500	1,200	4-3	344,700	1,700	5-3	405,200	1,700	6-3	445,200	1,300
4	1-4	192,920	1,640	2-4	244,100	700	3-4	262,700	1,200	4-4	346,400	1,700	5-4	406,800	1,600	6-4	446,500	1,300
5	1-5	194,560	1,640	2-5	244,800	700	3-5	263,900	1,200	4-5	348,000	1,600	5-5	408,500	1,700	6-5	447,700	1,200
6	1-6	196,200	1,640	2-6	245,500	700	3-6	265,100	1,200	4-6	349,600	1,600	5-6	409,900	1,400	6-6	448,900	1,200
7	1-7	197,840	1,640	2-7	246,200	700	3-7	266,250	1,150	4-7	351,300	1,700	5-7	411,300	1,400	6-7	450,200	1,300
8	1-8	199,480	1,640	2-8	246,900	700	3-8	267,450	1,200	4-8	353,000	1,700	5-8	412,700	1,400	6-8	451,500	1,300
9	1-9	201,120	1,640	2-9	247,600	700	3-9	268,650	1,200	4-9	354,600	1,600	5-9	414,100	1,400	6-9	452,700	1,200
10	1-10	202,760	1,640	2-10	248,300	700	3-10	269,750	1,100	4-10	356,100	1,500	5-10	415,300	1,200	6-10	453,900	1,200
11	1-11	204,400	1,640	2-11	249,000	700	3-11	270,900	1,150	4-11	357,700	1,600	5-11	416,500	1,200	6-11	454,800	900
12	1-12	205,940	1,540	2-12	249,600	600	3-12	272,050	1,150	4-12	359,300	1,600	5-12	417,500	1,000	6-12	455,700	900
13	1-13	207,480	1,540	2-13	250,200	600	3-13	273,150	1,100	4-13	360,800	1,500	5-13	418,600	1,100	6-13	456,600	900
14	1-14	209,020	1,540	2-14	250,800	600	3-14	274,400	1,250	4-14	362,200	1,400	5-14	419,800	1,200	6-14	457,500	900
15	1-15	210,560	1,540	2-15	251,400	600	3-15	275,650	1,250	4-15	363,900	1,700	5-15	420,900	1,100	6-15	458,400	900
16	1-16	212,100	1,540	2-16	252,000	600	3-16	276,850	1,200	4-16	365,500	1,600	5-16	422,000	1,100	6-16	459,300	900
17	1-17	213,680	1,580	2-17	252,600	600	3-17	278,000	1,150	4-17	367,100	1,600	5-17	422,700	700	6-17	460,200	900
18	1-18	215,260	1,580	2-18	253,200	600	3-18	279,200	1,200	4-18	368,200	1,100	5-18	423,400	700	6-18	461,100	900
19	1-19	216,840	1,580	2-19	253,800	600	3-19	280,350	1,150	4-19	369,700	1,500	5-19	424,000	600	6-19	462,000	900
20	1-20	218,420	1,580	2-20	254,400	600	3-20	281,500	1,150	4-20	371,200	1,500	5-20	424,700	700	6-20	462,900	900
21	1-21	220,000	1,580	2-21	255,000	600	3-21	282,450	950	4-21	372,700	1,500	5-21	425,300	600	6-21	463,800	900
22	1-22	220,600	600	2-22	255,500	500	3-22	283,550	1,100	4-22	374,400	1,700	5-22	425,900	600	6-22	464,700	900
23	1-23	221,200	600	2-23	256,000	500	3-23	284,650	1,100	4-23	376,200	1,800	5-23	426,400	500	6-23	465,600	900
24	1-24	221,800	600	2-24	256,500	500	3-24	285,800	1,150	4-24	377,800	1,600	5-24	426,900	500	6-24	466,500	900
25	1-25	222,400	600	2-25	257,000	500	3-25	286,950	1,150	4-25	379,500	1,700	5-25	427,400	500	6-25	467,400	900
26	1-26	223,000	600	2-26	257,500	500	3-26	287,900	950	4-26	380,900	1,400	5-26	427,900	500	6-26	468,300	900
27	1-27	223,600	600	2-27	258,000	500	3-27	288,800	900	4-27	382,200	1,300	5-27	428,400	500	6-27	469,200	900
28	1-28	224,200	600	2-28	258,500	500	3-28	289,750	950	4-28	383,400	1,200	5-28	428,900	500	6-28	470,100	900
29	1-29	224,800	600	2-29	259,000	500	3-29	290,700	950	4-29	384,800	1,400	5-29	429,400	500	6-29	471,000	900
30	1-30	225,400	600	2-30	259,500	500	3-30	291,700	1,000	4-30	385,900	1,100	5-30	429,900	500	6-30	471,900	900
31	1-31	226,000	600	2-31	260,000	500	3-31	292,650	950	4-31	386,800	900	5-31	430,400	500	6-31	472,800	900
32	1-32	226,600	600	2-32	260,500	500	3-32	293,600	950	4-32	387,800	1,000	5-32	430,900	500	6-32	473,600	800
33	1-33	227,200	600	2-33	261,000	500	3-33	294,500	900	4-33	388,800	1,000	5-33	431,400	500	6-33	474,400	800
34	1-34	227,800	600	2-34	261,500	500	3-34	295,550	1,050	4-34	389,600	800	5-34	431,900	500	6-34	475,200	800
35	1-35	228,400	600	2-35	262,000	500	3-35	296,600	1,050	4-35	390,500	900	5-35	432,400	500	6-35	476,000	800
36	1-36	229,000	600	2-36	262,500	500	3-36	297,550	950	4-36	391,400	900	5-36	432,900	500	6-36	476,800	800
37	1-37	229,600	600	2-37	263,000	500	3-37	298,500	950	4-37	392,200	800	5-37	433,400	500	6-37	477,600	800
38	1-38	230,200	600	2-38	263,500	500	3-38	299,550	1,050	4-38	393,000	800	5-38	433,900	500	6-38	478,400	800
39	1-39	230,800	600	2-39	264,000	500	3-39	300,550	1,000	4-39	393,800	800	5-39	434,400	500	6-39	479,200	800
40	1-40	231,400	600	2-40	264,500	500	3-40	301,550	1,000	4-40	394,600	800	5-40	434,900	500	6-40	480,000	800
41	1-41	232,000	600	2-41	265,000	500	3-41	302,550	1,000	4-41	395,300	700	5-41	435,400	500	6-41	480,800	800
42	1-42	232,600	600	2-42	265,500	500	3-42	303,500	950	4-42	396,000	700	5-42	435,900	500	6-42	481,600	800
43	1-43	233,200	600	2-43	266,000	500	3-43	304,500	1,000	4-43	396,700	700	5-43	436,400	500	6-43	482,400	800
44	1-44	233,800	600	2-44	266,500	500	3-44	305,400	900	4-44	397,400	700	5-44	436,900	500	6-44	483,200	800
45	1-45	234,400	600	2-45	267,000	500	3-45	306,200	800	4-45	398,100	700	5-45	437,400	500	6-45	484,000	800
46	1-46	235,000	600	2-46	267,500	500	3-46	307,150	950	4-46	398,600	500	5-46	437,900	500	6-46	484,800	800
47				2-47	268,000	500	3-47	308,150	1,000	4-47	399,200	600	5-47	438,400	500			
48				2-48	268,500	500	3-48	309,100	950	4-48	399,800	600	5-48	438,900	500			
49				2-49	269,000	500	3-49	310,000	900	4-49	400,500	700	5-49	439,400	500			
50				2-50	269,500	500	3-50	310,950	950	4-50	400,900	400	5-50	439,900	500			
51				2-51	270,000	500	3-51	311,900	950	4-51	401,500	600	5-51	440,400	500			
52				2-52	270,500	500	3-52	312,850	950	4-52	402,100	600	5-52	440,900	500			
53				2-53	271,000	500	3-53	313,750	900	4-53	402,600	500	5-53	441,400	500			
54				2-54	271,500	500	3-54	314,550	800	4-54	403,000	400	5-54	441,900	500			
55				2-55	272,000	500	3-55	315,400	850	4-55	403,600	600	5-55	442,400	500			
56				2-56	272,500	500	3-56	316,300	900	4-56	404,200	600	5-56	442,900	500			
57				2-57	273,000	500	3-57	316,950	650	4-57	404,700	500	5-57	443,400	500			
58				2-58	273,500	500	3-58	317,700	750	4-58	405,100	400	5-58	443,900	500			
59				2-59	274,000	500	3-59	318,350	650	4-59	405,600	500	5-59	444,400	500			
60				2-60	274,500	500	3-60	319,100	750	4-60	406,100	500	5-60	444,900	500			
61				2-61	275,000	500	3-61	319,800	700	4-61	406,700	600	5-61	445,400	500			
62				2-62	275,500	500	3-62	320,300	500	4-62	407,000	300	5-62	445,900	500			
63				2-63	276,000	500	3-63	320,800	500	4-63	407,400	400	5-63	446,400	500			
64				2-64	276,500	500	3-64	321,400	600	4-64	407,700	300	5-64	446,900	500			
65				2-65	277,000	500	3-65	322,050	650	4-65	408,100	400	5-65	447,400	500			
66				2-66	277,500	500	3-66	322,700	650	4-66	408,500	400	5-66	447,900	500			
67				2-67	278,000	500	3-67	323,200	500	4-67	408,900	400	5-67	448,400	500			
68				2-68	278,500	500	3-68	323,700	500	4-68	409,300	400	5-68	448,900	500			

給与規程新旧対照表

新				旧				備考
別表3 諸手当の支給表				別表3 諸手当の支給表				
手当名	支給対象	額	摘要	手当名	支給対象	額	摘要	
役付手当	1. 参事	月額 <u>70,000円</u>		役付手当	1. 参事	月額 <u>65,000円</u>		
	2. 部長	月額 <u>60,000円</u>			2. 部長	月額 <u>55,000円</u>		
	3. 次長・センター長 センター次長	月額 <u>50,000円</u>			3. 次長・センター長 センター次長	月額 <u>45,000円</u>		
	4. 室長・課長・支所長	月額 <u>40,000円</u>			4. 室長・課長・支所長	月額 <u>35,000円</u>		
	5. 課長補佐・技師	月額 <u>30,000円</u>			5. 課長補佐・技師	月額 <u>25,000円</u>		
	6. 係長	月額 <u>10,000円</u>			6. 係長	月額 <u>5,000円</u>		
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	

この改正は、令和 8年 4月 1日から施行する。

職能資格規程（別表2） 新旧対照表

新	旧	備考
<p>【 降格後の給与調整・昇格基準 】 (略) (削除)</p> <p><u>1. 基本給について</u></p> <p>① <u>基本給</u>の額が降格後の職能資格等級における基本給に該当する場合は、その額の直近下位の額を<u>基本給</u>とする。</p> <p>② <u>基本給</u>の額が降格後の<u>職能資格等級</u>における<u>給与表</u>の上限を超えているときは、その差額を調整給として支給する。 ただし、調整給はあくまで一時的に発生する賃金という性格であり、3年後に廃止する（3年均等で減額）。 また、調整給は、賞与の算定基礎に含めるものとする。</p> <p>③ 4月1日に降格を行う場合は、昇給後の<u>基本給</u>の額について前項の調整を行うものとする。</p> <p><u>2. 降格後の昇格基準について</u>（降格前の職能等級へ昇格する際の基準） (略)</p> <p><u>3. 降格後の昇格時における給与調整について</u> 降格後、元の等級へ再昇格した場合は、つぎのとおりとする。</p>	<p>【 降格後の給与調整・昇格基準 】 (略)</p> <p><u>1. 年齢給について</u> <u>年齢給については、降格による減額等を行わない。</u></p> <p><u>2. 職能給について</u></p> <p>① <u>職能給</u>の額が降格後の職能等級における職能給に該当する場合は、その額の直近下位の額を<u>職能給</u>とする。</p> <p>② <u>職能給</u>の額が降格後の<u>職能等級</u>における<u>職能給</u>の上限を超えているときは、その差額を調整給として支給する。 ただし、調整給はあくまで一時的に発生する賃金という性格であり、3年後に廃止する（3年均等で減額）。 また、調整給は、賞与の算定基礎に含めるものとする。</p> <p>③ 4月1日に降格を行う場合は、昇給後の<u>職能給</u>の額について前項の調整を行うものとする。</p> <p><u>3. 降格後の昇格基準について</u>（降格前の職能等級へ昇格する際の基準） (略)</p> <p><u>4. 降格後の昇格時における給与調整について</u> 降格後、元の等級へ再昇格した場合は、つぎのとおりとする。</p>	<p>年齢給及び職能給の廃止による基本給への変更</p>

新	旧	備考
<p><u>(削除)</u></p> <p>① <u>基本給</u>については、昇格前の等級で一度昇給を行い、昇格後における等級の直近上位の額を<u>基本給</u>とする。 (再昇格時については、昇格昇給はなしとする。)</p> <p>この規程の改正は令和8年4月1日より施行する。</p>	<p>① <u>年齢給</u>については、<u>年齢給表に基づき昇給を行う。</u></p> <p>② <u>職能給</u>については、昇格前の等級で一度昇給を行い、昇格後における等級の直近上位の額を<u>職能給</u>とする。 <u>(再昇格時については、昇格昇給はなしとする。)</u></p> <p>この規程の改正は令和5年4月3日より施行する。</p>	

JA道北なよろ営業時間

令和8年4月1日～

本所・支所・営農センター		期間	月曜日～金曜日	土曜日	日曜・祝祭日	
一般業務		4/1～10/31	8:30～17:00	休業	休業	
		11/1～3/31	8:45～17:00			
金融共済窓口		通年	9:00～16:00	休業	休業	
金融店舗ATM		通年	8:45～17:00	休業	休業	
営農センター青果課		6/1～7/31	7:30～17:00	7:30～17:00	休業	
		8/1～10/31	7:30～17:45	7:30～17:45		
		11/1～5/31	8:45～16:00	休業		
購買課	風連・名寄・智恵文資材		4/1～10/31	8:45～17:00	8:45～12:00	休業
			11/1～3/31	9:00～17:00	休業	
給油所	風連・名寄給油所	(給油)	通年	7:00～19:00	7:00～19:00	7:00～19:00
		(ピット)	通年	8:45～16:30	8:45～16:30	休業
	智恵文給油所		4/1～10/31	8:45～17:00	8:45～12:00	休業
			11/1～3/31	9:00～17:00	休業	
メカニックセンター	風連メカニックセンター		4/1～10/31	8:45～17:00	8:45～12:00	休業
			11/1～3/31	9:00～17:00	休業	
	智恵文出張所		4/1～10/31	8:45～17:00	8:45～12:00	
			11/1～11/31	9:00～17:00	休業	
			12/1～3/31	休業	休業	

※年末年始・ゴールデンウィーク期間など営業時間を変更する場合がございます。

※共済窓口は土曜日休業ですが、交通事故の対応については、JA共済事故受付センター(フリーダイヤル0120-258-931)へご連絡下さい。

令和7年度目的積立金の取崩について

① 金融基盤強化積立金

現在積立額 158,936,040円

取崩額 6,966,060円

取崩後額 151,969,980円

(用途 JASTEM端末機・オープン出納機他 リース料)

らくみらんど株式会社に係る事前承認事項

取締役辞任に伴う後任候補者の選定について

辞任 齋藤 祐次(令和2年5月1日～令和8年3月31日)
就任 石川 由香利

らくみらんど株式会社株主総会決議事項（3月開催予定）

組合と理事との契約(貸付)および 与信残高4千万円超への貸付について

下記契約について協議願います。

1. 貸 出 先 名

氏 名 株式会社 アースト (代表取締役 中村 亜矢)

2. 貸 出 条 件

- | | | |
|-----------------|-------------------|----------|
| (1) 資 金 名 | JAフルスペックローン | (金利 固定型) |
| (2) 資 金 使 途 | 農業用車両(ダンプ・公用車) | |
| (3) 貸 出 額 (円) | 12,300,000 | |
| (4) 貸 付 利 率 | 基準金利 2.80% | |
| (5) 貸 付 年 月 日 | 令和 8年 2月 20日 | |
| (6) 償 還 期 限 | 令和 14年 11月 30日 7回 | |
| (7) 貸 出 方 法 | 証書貸付 | |
| (8) 担 保 | なし | |

(単位:千円)

借入資金残高	54,650	協会保証	66,950
今回借入金	12,300		
		農地根抵当	20,000
計	66,950	計	86,950
		①保全余剰	20,000
②組勘極度額	24,000	①-②	△ 4,000

- (9) 保 証 北海道農業信用基金協会

3. 本件対応後の与信残高

(単位:千円)

手 形 貸 付	0
証 書 貸 付	20,085
クミカン貸越極度額	24,000
債 務 保 証	0
合 計	44,085

令和7年度 剰余金処分(案)

単位:千円

項目		令和6年度実績	令和7年度計画	令和7年度処分案	説明
剰余金	1. 当期末処分剰余金	244,597	167,152	285,538	
	(税引後当期剰余金)	162,550	89,143	207,529	
	(当期首繰越剰余金)	82,047	78,009	78,009	
	2. 任意積立金取崩額	3,617	7,000	6,966	
	(金融基盤強化積立金)	3,617	7,000	6,966	
	(税効果積立金)	0	0	0	
	(農業経営基盤強化積立金)	0	0	0	
合計(1+2)	248,214	174,152	292,504		
処分案	3. 剰余金処分額	170,206		148,377	
	(1) 利益準備金	34,000		43,000	税引後当期剰余金 20.7%
	(2) 任意積立金	74,292		11,069	
	農業経営基盤強化積立金	70,000		5,000	
	税効果積立金	4,292		6,069	
	(3) 出資配当金	11,717		11,930	払込出資金の1.0%
	(4) 事業分量配当金	50,197		82,378	
	購買事業分量配当	50,197		82,378	
	0		0		
4. 次期繰越金	78,008		144,127		

○ 出資配当金 1.0%… 円 11,929,611 円

○ 購買事業分量配当内訳

肥料(系統取引)……………配当金額	47,635,041円(5.0%)	48,644,634	円
肥料(系統外取引)……………配当金額	1,009,593円(0.8%)		
農薬(系統取引)……………配当金額	19,798,633円(5.0%)	19,810,306	円
農薬(系統外取引)……………配当金額	11,673円(0.8%)		
温材(系統取引)……………配当金額	7,797,352円(5.0%)	7,797,352	円
飼料(系統取引)……………配当金額	4,601,107円(1.5%)	6,126,121	円
飼料(系統外取引)……………配当金額	1,525,014円(0.4%)		
65		計	82,378,413 円

決 裁	組 合 長	専 務	常 務	参 事	部 長	課 長	課 長 補 佐

第 1 2 回定例理事会議事録

1. 開催日時 令和 8 年 1 月 2 2 日 (木) 午前 9 時 3 0 分
2. 開催場所 名寄市風連町本町 62 番地 道北なよろ農業協同組合本所 役員会議室
3. 理事総数 理事 13 名
4. 監事総数 監事 4 名
5. 出席理事 村上組合長、小川専務、中村常務、山崎理事、中村理事、小泉理事、宗万理事、鷺見理事、大久保理事、山家理事、北野理事、松本理事、中野理事
計 13 名
6. 欠席理事 な し
7. 出席監事 五十嵐代表監事、松崎常勤監事、永井監事、齋藤監事 計 4 名
8. 欠席監事 な し
9. 陪席職員 石山参事、斉藤部長、奥山部長、佐藤部長、安達部長
藤原次長、吉田次長、齋藤次長、宗片室長、多田課長
10. 議長 村上組合長

小川専務 出席のお礼を述べ、組合長が議長となり理事会を開催することを告げる。

村上組合長 出席のお礼を述べ、議案審議に入ることを告げる。

報告事項

1. 令和 7 年度収支シミュレーションについて

斉藤部長 別紙 1 ～ 4 P に基づき報告する。

2. 令和 7 年度決算見込みについて

石山参事 別紙 5 ～ 6 P に基づき報告する。

中村理事 米の出庫事情について説明願う。

石山参事 米の出庫事情について説明する。

村上組合長 米の出庫事情について補足する。

3. 内部監査報告について

宗片室長 別紙 7～11 P に基づき報告する。

4. 会計監査人の再任について

五十嵐代監 別紙 12 P に基づき報告する。

5. みのり監査法人期末監査の実施について

斉藤部長 別紙 13 P に基づき報告する。

6. 決算から総代会までのスケジュールについて

斉藤部長 別紙 14 P に基づき報告する。

7. 令和7年度組合と理事との包括事前承認案件の貸付実績報告について

奥山部長 別紙 15 P に基づき報告する。

8. 令和7年度大豆取扱実績について

佐藤部長 別紙 16 P に基づき報告する。

9. 令和7年度クミカン精算状況について

佐藤部長 別紙 17 P に基づき報告する。

10. らくみらんど(株)決算見込みについて

齋藤次長 別紙 18 P に基づき報告する。

11. 名寄市農業委員会報告について

小川専務 別紙 19～39 P 第 11 回名寄市農業委員会総会議案の確認を願い報告とする。

決議事項

1. 転貸資金の借入について

斉藤部長 別紙 40 P に基づき説明する。

村上議長 質疑を求めるがなく、出席した理事全員が異議なく了承した。

2. 組合員資格審査について

- 齊藤部長 別紙4 1 Pに基づき説明する。
- 村上組合長 総務委員会の経過を踏まえ、相手を尊重の上、資格変更を促していく事で取り進めるとの補足をする。
- 村上議長 質疑を求めるがなく、出席した理事全員が異議なく了承した。

3. 令和8年度役員報酬審議会委員の委嘱および諮問額について

- 齊藤部長 別紙4 2 Pに基づき委員委嘱の部分について説明する。
- 村上議長 質疑を求めるがなく、出席した理事全員が異議なく了承した。
- 齊藤部長 別紙4 3 Pに基づき役員報酬諮問額の部分について説明し審議願う。
- 村上議長 午前10時02分 休憩を宣言する。
- 村上議長 午前10時06分 再開を宣言する。
- 村上議長 諮問額について理事、監事それぞれ意見を求める。
- 村上組合長 理事については、前年同額 33,000 千円で諮問することを報告する。
- 五十嵐代表監事 監事については、前年同額 7,800 千円で諮問することを報告する。
- 村上議長 質疑を求めるがなく、出席した理事全員が異議なく了承した。

4. 組合と理事との契約（貸付）および与信残高4千万円超への貸付について

- 村上議長 利益相反取引につき中村理事の同席について意見を求めるがなく、同席することで出席した理事全員が了承した。
- 奥山部長 別紙4 4 Pに基づき説明する。
- 村上議長 質疑を求めるがなく、出席した理事全員が異議なく了承した。なお、中村理事は採決に参加しなかった。

5. 与信残高4千万円超への貸付に係る承認について

- 奥山部長 別紙4 5 Pに基づき説明する。
- 村上議長 質疑を求めるがなく、出席した理事全員が異議なく了承した。

6. 令和7年度クミカン精算時における自己査定に係る破綻懸念先への貸付について

- 奥山部長 別紙4 6 Pに基づき説明する。
- 村上議長 質疑を求めるがなく、出席した理事全員が異議なく了承した。

7. 令和8年度信用供与等の限度額について

- 奥山部長 別紙4 7～4 8 Pに基づき説明する。
- 村上議長 質疑を求めるがなく、出席した理事全員が異議なく了承した。

8. 令和8年度理事に対する貯金担保貸付金および

共済担保貸付金の包括事前承認について

奥山部長 別紙49Pに基づき説明する。
村上議長 質疑を求めるがなく、出席した理事全員が異議なく了承した。

13. 決算手当の支給について

齊藤部長 別紙50Pに基づき説明する。
村上組合長 この件について皆様に常勤提案内容を提示しお諮り致したい。
村上議長 質疑を求めるがなく、出席した理事全員が異議なく了承した。
村上組合長 剰余金見込みについては、昨年度より大幅に増加している。事業分量配当および出資配当については次回の理事会に諮る事となるが、従前からの考え方として、組合員、JA、職員とバランスを見ながらの剰余金処分を念頭に考えている。今回については1.2ヶ月の決算手当を支給したい。
中村理事 1.2ヶ月にすることでバランスはとれているのか。
村上組合長 今回は事業分量配当を手厚くすることと併せて、風連RCの大規模投資を控え可能な限り内部留保したい。
北野理事 昨年同様に人事考課による差はあるのか。
村上組合長 昨年同様、1.20ヶ月（B評価）を基本に0.05ヶ月の差（A評価+0.05ヶ月、C評価△0.05ヶ月）を設けることを考えている。
宗万理事 概算でどのくらいの金額になるのか。
齊藤部長 おおよそで4,600万程度だと思います。
松本理事 昨年の事業分量配当が低いと思われるので、系統利用いただいている組合員に対し、しっかり還元できるようにお願いしたい。
村上組合長 事業分量配当も勘案し、今回1.20ヶ月の提案である。
中村理事 もう少し手当を出しても良いように思うが、全体を見ながら上手進めて頂くようお願いする。
宗万理事 このように良い結果がずっと継続するのであれば、もう少し出しても良いと思うが、今後の投資もある事から、この判断で良いと思う。
北野理事 地区懇でも事業分量配当について、公言している部分もあり宜しく願いしたい。
村上議長 他に質疑を求めるがなく、出席した理事全員が異議なく了承した。

その他

中村理事 与信残高4千万円について、昨今大規模投資が増えてきている状況で、この額が適正なのか説明願う。

奥山部長 与信残高について、今後他組合の情報を整理の上説明する事とする旨説明する。

石山参事 認識を持つために必要である旨の補足をする。

以上をもって全議案の審議を終了したので、午前10時30分議長は閉会を宣言した。

上記議事の経過およびその結果を明確にするため、この議事録を作成し、出席理事および出席監事は下記に記名捺印する。

令和8年1月22日

道北なよろ農業協同組合

議長 代表理事組合長 村上 清

代表理事専務 小川 和 則

常 務 理 事 中 村 静 男

理 事 山 崎 一 浩

理 事 中 村 耕 司

理 事 小 泉 博 志

理 事 宗 万 利 行

理 事 鷺 見 悦 朗

理事 大久保 裕 司

理事 山 家 智 彦

理事 北 野 裕 介

理事 松 本 和 俊

理事 中 野 清 隆

代表 監 事 五十嵐 真 吾

常 勤 監 事 松 崎 千 春

監 事 永 井 健 一

監 事 齋 藤 覺